

第2回青梅市障害者計画等検討委員会会議録

令和5年10月30日

午前10時～11時35分

市役所 第2委員会室

出席：吉池委員長、山下副委員長、馬場委員、村上委員、島田委員、
尾根委員、宮崎委員、河邊委員、遠藤委員

欠席：朝長委員、田中委員

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

(1) 第5期青梅市障害者計画の事業評価について

(資料1-1・1-2・1-3)

(事務局) 資料1-1により説明。事業評価シートの体裁や表記は、地域福祉計画等と統一し、整える。また、委員からの事前質問・意見について、資料1-2、1-3により説明。

(主な質疑・意見等)

・障がい者の権利擁護の推進のために、日中サービス支援型GHや通所サービスを利用していない在宅障がい者など、閉鎖された空間での虐待防止対策として、事業所の実態把握や在宅への訪問系サービスの利用促進を進める必要がある。また、障がい者を雇用している事業者への訪問相談なども効果があると考えられる。

加えて、適切な支援を受ける権利を保障する体制として、学齢期前から適切な支援を受けられ、後天的な要因で強度行動障害を作らない支援体制の整備が必要であり、保育所等訪問支援の実施が求められる。また、誰も取り残さない支援を保障する体制として、基幹相談支援センターも必要である。(副委員長)

→権利擁護や虐待防止は次期計画でも盛り込む必要がある項目であるし、訪問系サービスや昨年度から利用が始まっている保育所等訪問

支援は、適切な数値目標の設定が必要となると考える。また、基幹相談支援センターの整備については現在検討中であるので、引き続き次期計画にも記載し、相談支援体制の充実を図っていく。(事務局)

→後天的な要因で強度行動障害を作らないためには、今後は教育機関との連携も重点的にしていく必要がある。(委員長)

・事前質問の回答に、重度障がい者の地域への情報共有の記載があったが、自治会や民生委員に名簿は共有されているが、支会によって取扱い方法が異なったり、民生委員間でもどのように活用していくか、運用方法が決められていない。今後、災害時における運用方法などを全市的に検討していく必要がある。(委員)

(2) 障害者計画の骨子(案)について (資料2)

(事務局) 資料2により説明。第1章の現状と課題は、議事(1)の事業評価シートと前回報告した障がい者アンケートの結果から掲載している。本日は計画の骨子にあたる第2章の基本理念と基本目標について主にご協議いただきたい。第3章の取組内容は、次回検討委員会で主に協議していただく。

(主な質疑・意見等)

・基本理念のサブタイトルについては、案①の方が良い。(3委員)

他の意見としては、主に次のとおり。

・案①と②の折衷案で、「違いを尊重し、認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅」はいかがか。

・案①が良いと思うが、「まち」など言葉の重複や、長すぎるとくどいイメージにならないか。また、「障がいの有無にかかわらず」などは下の説明文に記載されているので、サブタイトルには入らなくてもよいのではないか。

→案①を推す声が多いようだが、長すぎるという意見があるので、案①を短くアレンジし「違いを認め合い、その人らしく暮らせる共生のまち 青梅」はどうか。(委員長)

→決定とする。

・基本目標について、基本目標3「障害特性に応じた療育・教育」には、議事(1)でも意見のあった、後天的な要因による障害を生ませない、障害を重度化させない支援の記述があった方がよいのでは。(委員)

- ・後天的な要因で強度行動障害を生ませないために、学齢期前からの支援に重点を置くべき。(副委員長)
- 基本目標3については、これらの意見をもとに修正することとする。(委員長)

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画のサービス事業量推計について

(資料3)

(事務局) 資料3により説明。推計値の算出にあたっては、厚生労働省発出「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」にもとづき、過年度の実績値の変化率の平均を算出し、変化率を実績値と掛け合わせて見込量を推計する方法を用いている。推計値は現状のたたき台で、今後、今年度の実績見込みや来年度以降の予測を考慮して随時推計値の調整を行っていく。また、コロナ禍の影響や利用者の急増などで変化率が極端な数値になっているサービスや、計算上0値となってしまうサービス等についても調整が必要となる。

(主な質疑・意見等)

- ・グループホームなどは市外から市内施設に入居している利用者が多数いると思うが、推計値には市外からの利用者も含まれるのか。(副委員長)
- 実績値、推計値ともに、市外からの利用者は含んでいない。また、市外のグループホーム等に入居されている青梅市援護の方は、数値に含んでいる。(事務局)

(4) その他

ア 検討委員会開催日程の変更について (資料4)

(事務局) 12月25日予定の第4回検討委員会の日程については、地域福祉総合計画のパブリックコメント実施期間と重なることから、12月開催を中止とし、1月中旬以降に変更したうえで、パブリックコメントの結果報告をさせていただきたい。現在日程調整中のため、決定次第、お知らせします。

→令和6年1月23日(火)午前10時からに決定しました。

(1) 次回の開催日程について

第3回青梅市障害者計画等検討委員会

令和5年11月29日(水)午後2時～3時30分頃

青梅市役所2階 206会議室

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

施策一覧	項目数	計画期間中の取組状況の評価				項目数	施策の推進への貢献の評価						
		A	B	C	D		A	B	C-1	C-2	D-1	D-2	
1-1 共生社会の形成													
(1) ノーマライゼーションの推進	5		5			5		5					
(2) ボランティア活動の促進	4		4			4		4					
(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	4		4			4		3			1		
(4) 交流機会の拡大	2			2		2		1		1			
1-2生活支援の推進													
(1) 情報提供・相談支援の充実	5		4	1		5		5					
(2) 障害福祉サービスの充実	6		6			6		6					
(3) 保健・医療の充実	3		3			3		3					
(4) 障害児支援の体制の確保	6		5	1		6	1	5					
(5) 切れ目のない支援体制の整備	5		5			5		5					
1-3自立支援の推進													
(1) 就労の促進	7	4	1	1	1	7	1	3			3		
(2) 経済的自立の支援	3		3			3		3					
(3) 住居の確保	5	1	3	1		5		5					
1-4快適なまちづくりの推進													
(1) 福祉のまちづくりの推進	6		5		1	6		5		1			
(2) 防災・防犯対策の充実	4		3	1		4		4					
合計	65	5	51	7	2	65	2	57	0	2	4	0	
	100%	7.7%	78.5%	10.8%	3.1%	100%	3.1%	87.7%	0.0%	3.1%	6.2%	0.0%	

評価	取組状況の評価観点		施策推進への貢献の評価観点
A	想定通り実施	A	施策推進につながった
B	概ね想定通り実施	B	概ね施策推進につながった
C	実施にあたり課題があった	C-1	あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
		C-2	あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
D	実施できなかった	D-1	実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
		D-2	実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	(1)-ア	普及啓発	障がい者福祉課	基本目標1-施策1 (P38)	市の広報紙、ホームページなど多様な媒体や機会等を活用して、障害に関する正しい知識の普及啓発を行います。	広報おうめや市ホームページ、行政メール等で、障害に対する正しい知識の広報、啓発を実施した。障害者週間では、障害者作品展を市役所ロビーで開催し、活動の成果を発表した。	コロナ禍においても、展示方法を工夫するなどし、情報発信を継続につづけた。	B: 概ね想定通り実施	実施できた事業については普及啓発の効果がでており、ノーマライゼーションの推進に貢献した。	B: 概ね施策推進につながった	多様化が広がるなか、啓発内容の質を高めることが難しくなっている。	事業内容は継続しつつ、啓発回数・内容の質の向上に向けて一考の余地はある。	
1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	(1)-ア	普及啓発	障がい者福祉課	基本目標1-施策1 (P39)	ヘルプカードの普及啓発や各種講演会の実施などにより、市民理解を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催における共生社会の機運および青梅市の差別解消条例の制定に合わせ啓発を推進していきます。	令和2年度に制定した青梅市の差別解消条例「障がいのある人もない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」やヘルプカードについて、障害者週間に合わせ、広報おうめや行政メールで周知を図った。	青梅市の差別解消条例にもとづき、共生のまちづくりに向けた市の取組みの推進を行った。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、各種イベントが中止となり、ヘルプカードの周知啓発機会の確保が困難であった。	B: 概ね想定通り実施	差別解消条例の周知とヘルプカードの普及により、障害をお持ちでない方への理解を進めることに貢献した。	B: 概ね施策推進につながった	令和2年度に制定した「障がいのある人もない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」の理念の普及啓発、差別事例への対応等については、今後も取組を充実させていく必要がある。障害をお持ちでない方への啓発の拡大が課題であるため、条例、ヘルプカード等の啓発方法の工夫をする必要がある。	事業内容を継続しつつ、周知・啓発の方法や強化について検討していく。	
1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	(1)-イ	情報バリアフリーの促進	秘書広報課 障がい者福祉課		情報格差の縮小に努め、情報伝達手段の充実など情報利用の円滑化を促進し、障害のある方のコミュニケーションを広げ、自立と社会参加を支援していきます。	・ 広報紙での情報発信に際しては、UDフォントを採用し見やすくするとともに、視覚障がいのある方に配慮した配色とした。また、広報紙やホームページについては読み上げサービスを提供した。 ・ 障がい者のしおりの刊行物や通知等に視覚障害者向けの音声コードを掲載した。また、市の刊行物に音声コードを採用するよう、定期的に周知を図った。	・ 誰が見ても同じように情報が得られるよう広報紙ならびにホームページ作成において配慮を行っている。 ・ 市の刊行物に音声コードを掲載することで、視覚障害者への情報伝達の円滑化を促進することができた。	B: 概ね想定通り実施	B: 概ね施策推進につながった	・ 現状を維持しつつも、今後さらなる情報格差の解消を図ってゆく必要がある。 ・ 市のPC機器更新により、他部署での音声コード作成が難しくなった。他部署での音声コード作成の方法・運用についての検討が必要となった。	・ アンケートや世論調査等、市民の意見を確認し、問題点を確認したうえで対処してゆく必要がある。 ・ 事業内容を継続しつつ、市の刊行物への音声コード掲載を推進するため、作成方法の運用等について検討していく。		
1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	(1)-ウ	意思疎通支援の充実	障がい者福祉課		視覚や聴覚等に障害のある方への手話、要約筆記、点字などを活用したコミュニケーション手段の確保や、重度の言語機能障害のある方への意思伝達装置など日常生活用具の利用促進に努めます。	青梅市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱にもとづき、障害に応じたコミュニケーション手段の確保のための日常生活用具を給付した。	青梅市障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱にもとづき、障害に応じた日常生活用具を給付するとともに、障がい者のしおりに等により周知を図った。	B: 概ね想定通り実施	日常生活用具の給付により、障害に応じたコミュニケーション手段確保に貢献した。また、耐用年数に応じて更新の給付を行うことで、コミュニケーション手段の欠乏を防止した。	B: 概ね施策推進につながった	情報通信用具等の発達、進歩が急速に進んでいる。意思伝達装置などの情報通信機器の進歩に対応した給付について要綱等の改正を検討していく必要がある。	事業内容を継続しつつ、情報通信用具等の進歩に応じた要綱等の改正を検討していく。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	(1)-ウ	意思疎通支援の充実	障がい者福祉課		緊急連絡先や必要な支援内容が記載された「ヘルプカード」の普及・啓発ならびに、手話通訳設置事業を実施します。	ヘルプカードは、障害者手帳の交付時等に配布した。ヘルプカード事業は障害のある方には定着しているため、障害のない方への認知を上げるため、ポスターの掲示や窓口発券機の広告画面で動画を流すなど啓発を行った。 また、市窓口で週2回手話通訳者を設置し、聴覚障害者の意思疎通支援を行った。	平成25年度から実施しているヘルプカード事業を継続して推進するため、ヘルプカードの追加制作やポスター掲示、広告動画などの啓発を行った。 また、窓口到手話通訳者を週2回配置し、市役所内のどの窓口での手続きにも利用できるようにした。	B:概ね想定通り実施	ヘルプカード事業および手話通訳設置事業は、障害のある方の認知は定着してきている。ヘルプカードについて市民全体へ周知することにより、市民の福祉意識の向上に努めた。 また、手話通訳設置事業の実施により、聴覚障害者等の市役所での手続き等における意思疎通支援に貢献した。	B:概ね施策推進につながった	ヘルプマークをはじめとする障がい者に関するサインを認識していない市民もまだ多くいると考えられるが、行事の制限等によりヘルプカード事業の周知・啓発の機械が少なくなった。今後も様々な媒体を活用して、ヘルプカード事業の市民全体への認知度をさらに高める必要がある。	事業内容は継続しつつ、普及・啓発の向上に努める。	
1 共生社会の形成	(2) ボランティア活動の促進	(2)-ア	学校教育における福祉ボランティア活動等の取組	指導室		福祉意識の啓発や活動への参加の機会づくりを進めるとともに、障害についての理解促進や福祉に関する教育の充実・強化を図ります。	特別支援理解研修を実施し、障害についての教職員の理解促進を図った。また小・中学生オンライン交流会において福祉をテーマの一つとして設定し、福祉について考える契機とした。	大学教授を講師とし、オンラインで特別支援理解研修を実施した。 また、小・中学生オンライン交流を7月・12月に実施し理解促進を図った。	B:概ね想定通り実施	他者理解の教育を通して、ボランティア活動に参加する実践意欲の向上を図った。	B:概ね施策推進につながった	コロナ禍の影響を受け特別支援学校との連携は減少したままであるが、少しつつ以前の状態に戻ってきている。	会議・研修内容の精査をするとともに多くの教員が参加できる機会を増やし、さらなる理解促進を目指すこと。	
1 共生社会の形成	(2) ボランティア活動の促進	(2)-ア	学校教育における福祉ボランティア活動等の取組	指導室		小・中学校などにおいて、福祉に関する教育や交流などにより、心の障壁の除去(バリアフリー)を図るとともに、福祉への理解と関心を高めます。	都立青峰学園の児童と復籍交流や、ボッチャの体験授業やパラリンピアンとの交流を通して福祉に關しての理解と関心を高めた。	東京2020レガシーとしてパラリンピアンを招聘、交流を通して理解を深める機会を積極的に設定した。	B:概ね想定通り実施	福祉に対するの理解と関心を高め、ボランティア活動に参加する実践意欲の向上を図った。	B:概ね施策推進につながった	コロナ禍の影響をにより、復籍交流では直接交流を行わず、方法を工夫して実施した。	福祉に関する教育や、直接交流の機会の充実を図り、福祉への理解と関心を高める。	
1 共生社会の形成	(2) ボランティア活動の促進	(2)-イ	ボランティア・市民活動センターの拡充	市民活動推進課		「ボランティア・市民活動センター」の運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。	ボランティア・市民活動センター運営費の補助金の交付をした。市民活動の活性化を目指し、ボランティア活動に興味がある市民等を対象に講座を開催した。ボランティア・市民活動センターにおいてボランティア情報の提供や依頼の受付をした。	ボランティア講座等を通じ、ボランティア活動の促進に関しては概ね想定どりの実施ができたと判断する。	B:概ね想定通り実施	ボランティア・市民活動センターの運営充実や講座を通じて施策への貢献はある程度図れたと判断する。	B:概ね施策推進につながった	ボランティア・市民活動センターへ登録している団体の構成員の高年齢化が課題と言える。	今後も継続していく必要がある。	
1 共生社会の形成	(2) ボランティア活動の促進	(2)-ウ	NPO法人、ボランティア団体の活動支援	市民活動推進課		NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。	市民提案協働事業を実施し、採択された事業に要する経費の一部を助成した。市民活動PRコーナーにおいて、市民活動団体の活動状況等の周知に努めた。	市民活動PRコーナーにおいて、市民活動団体の活動状況等の周知に努め、市民提案協働事業においては、採択された事業に要する経費の一部助成し、NPO法人・ボランティア団体の支援をしたため概ね想定どりの実施ができたと判断する。	B:概ね想定通り実施	市民活動PRコーナーの活用等を通じて施策への貢献はある程度図れたと判断する。	B:概ね施策推進につながった	当課においての支援はあくまでも全体的なNPO法人やボランティア団体への活性化であるため、障害者基本計画の内容に即した支援と言えるかが課題である。	今後も全体的な支援は当課において継続する。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-ア	文化活動等の支援	社会教育課 文化課 障がい者福祉課		障害のある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、活動成果の発表の場づくりを支援します。	<p>・すべての事業で障害のある方も参加できる体制をとっていたが参加はなかった。</p> <p>【文化課】(美術館) 過去障害者による作品展の会場として使用実績のある美術館市民ギャラリーについて、障害者団体等へ貸出し出来るよう準備した。</p> <p>(郷土博物館) 文化財住宅を、特別支援学校などの文化活動の発表の場としての貸出しや職場体験の受け入れをできるように準備した。</p> <p>・障害者週間に障害者作品展を市役所ロビーで開催し、活動の成果を発表した。</p>	<p>・参加者がいなかったが、体制は整えていたため。</p> <p>【文化課】(美術館) 美術館の施設を貸出する体制を整えたが新型コロナウイルスによる臨時休館の影響等により令和4年度まで障害者団体への貸出しはなかった。</p> <p>(郷土博物館) 文化財住宅を貸出する体制を整えたが新型コロナウイルスによる臨時休館の影響等により令和4年度まで障害者団体への貸出しはなかった。</p> <p>特別支援学級の生徒の職場体験の受け入れをした。</p> <p>・障害者週間に9事業者が出展し、数々の作品を展示した。展示場所が年々端になるので出展事業者が減少した。</p>	B: 概ね想定通り実施	<p>・参加者の有無にかかわらず、体制を整えていたため。</p> <p>【文化課】(美術館) 障害者団体等へ施設を貸し出すことで、障害のある方の文化・芸術活動への参加機会を広げることにつながる。</p> <p>(郷土博物館) 文化財住宅を貸出すことや職場体験の受け入れをすることで、障害のある方の文化・芸術活動への参加機会を広げることにつながる。</p> <p>・障害のある方の文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに、一般の方への理解と周知が行えた。</p>	D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	<p>・障害のある人もない人も参加できる文化、芸術の機会の提供を引き続き行っていくために、民間の団体と継続的に協力できる体制を構築していくことが課題である。</p> <p>【文化課】(美術館) 令和6年度以降約3年間施設改修のため臨時休館を予定しており施設を貸し出すことが出来ない。</p> <p>(郷土博物館) 文化財住宅の施設見学等を受け入れるために、サポート等を継続する。</p> <p>・創作活動の展示会として役割を果たすが、マンネリ化の打破が求められている。</p>	<p>・現計画と同様に障害者が参加できる体制を整えていきたい。</p> <p>【文化課】(美術館) 今後も活動成果の発表の場として施設を提供するため美術館開館期間は貸出しの準備を継続する。</p> <p>(郷土博物館) 文化財住宅の施設見学等を受け入れるために、サポート等を継続する。</p> <p>・創作活動の展示会として役割を果たすが、マンネリ化の打破が求められている。</p>	
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	スポーツ推進課		障害のある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会を作り、障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。	青梅市スポーツ推進委員協議会によるボッチャ体験会・交流会の実施した。	<p>東京2020大会を契機に、気運醸成・レガシーの観点から、障害者スポーツの普及・啓発を行った。特にボッチャの認知度は高まりつつあり。R4年度に実施した際は、障害のある方の参加もあり取り組みの成果が出た。</p>	B: 概ね想定通り実施	R4年度に実施したボッチャ交流会は、障害のある方の参加もあり、障害のある方とない方との交流の場としてスポーツに親しむことができる機会の提供に貢献できた。	B: 概ね施策推進につながった	<p>・ボッチャサポーターや審判等の人材育成</p> <p>・パラスポーツを通じた障害理解のさらなる促進</p>	今後も継続してボッチャ体験会、ボッチャ交流会等のパラスポーツの体験機会を提供していく	
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	スポーツ推進課		レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって、障害のある方の生活・活動の幅を広げるために、障害者スポーツに関するイベントの周知に取り組みます。	障がい者手帳を持つ方が、総合体育館のトレーニングルーム・個人開放を無料で利用できる制度の周知。	<p>新型コロナウイルスの影響により、総合体育館が休館となった時期もあったが、一定数障がい者手帳を持つ方の施設利用が確認できたため。</p>	B: 概ね想定通り実施	新型コロナウイルスの影響により、総合体育館が休館となった時期もあったが、一定数障がい者手帳を持つ方の施設利用が確認できたため。	B: 概ね施策推進につながった	いわゆる障害者手帳アプリへの対応やオンラインボッチャなど、DXを通して、障害者のスポーツ推進	継続して実施	
1 共生社会の形成	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	(3)-イ	障害者スポーツの振興	スポーツ推進課		東京都障害者スポーツ大会などの啓発周知に努めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、より多くの市民や企業等に広く障害者スポーツに対する理解を深めるための啓発等に努めます。	東京2020パラリンピックレガシー事業として、スポーツDAY青梅2022の中で1周年記念事業「レガシー-INiゅーじあ」やパラリンピックレガシー事業として「ゆるスポーツ体験会」を実施した。	<p>パラスポーツの体験会やスポーツDAYにおける東京2020パラリンピック1周年記念事業やレガシー事業等を通じ、市民や企業への障害者スポーツの理解に貢献できた。</p>	B: 概ね想定通り実施	パラスポーツの体験会やスポーツDAYにおける東京2020パラリンピック1周年記念事業やレガシー事業等を通じ、市民や企業への障害者スポーツの理解に貢献できた。	B: 概ね施策推進につながった	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会レガシー事業終了後の取組内容の検討や財源の確保など	継続して実施	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価		
1 共生社会の形成	(4) 交流機会の拡大	(4)-ア	イベント事業等の充実	スポーツ推進課 障がい者福祉課		スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどでのスポーツ交流等を促し、障害のある人となない人が理解しあい、ともに暮らす地域社会の形成を図るために各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。	障がい者と家族のスポーツ大会を通じた交流の機会提供を計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止とした。	過去三か年は、コロナ禍により全て中止となっている。	C: 実施に当たり課題があった	やむを得ない事由だが、実施ができていないため評価し難い。	C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)	令和5年度以降、再開に向けた準備が必要	ウィズコロナ時代の開催様式を、参加者のニーズに沿いつつ検討してゆく。
1 共生社会の形成	(4) 交流機会の拡大	(4)-イ	地域における交流機会の創出	市民活動推進課 障がい者福祉課		地域の方との連携を深め、障害のある方が地域へ出る機会を増やすことを目的に、障がい者サポートセンターや市民センター、自治会、各種地域団体と連携し、障害者作品展示などこの行事をはじめとする地域交流機会の充実を図り、地域における住民相互の交流機会の創出を支援します。	障害者施設等作品展示を開催し、各障害者施設の多くが生産活動・創作活動を行っていることを広く紹介できた。	本庁舎ロビー中央で展覧会を実施。展示スペースに課題を残す。	C: 実施に当たり課題があった	一般来庁者からも好評で市内障害者施設における利用者の活動や生活について理解いただけたと思う。	B: 概ね施策推進につながった	コロナ禍もあり、障がい者の創作活動の制限を理由に出展事業者が減じた。安全面からも会場の見直しも検討する。	事業は継続するが、会場のあり方や展示について工夫をして行く必要が求められている。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ア	障がい者サポートセンターの充実	障がい者福祉課	基本目標3-1 施策1 (P51)	障害児を含めた障害者やその家族等からの相談に応ずる相談支援事業、障害者への地域活動支援センター事業、障害者団体への会議室等の貸出し等の事業の充実を図ります。	(令和4年度) サポートセンター ・相談延件数 12,401件 ・軽作業参加延人数 3,332人 ・施設貸出事業 984人	障害者(児)が、障害福祉サービスを円滑に利用するための情報提供、相談を行った。	B: 概ね想定通り実施	コロナ禍で支援が制限される中で、状況に即した相談支援を行うことができた。	B: 概ね施策推進につながった	相談に至るまでに時間を要することが多く、業務改善が必要。	相談件数は年々増加しているが、期待に応えられる相談業務を進めていく。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ア	障がい者サポートセンターの充実	障がい者福祉課		障害者虐待防止業務を適切に実施し、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応など虐待防止対策を推進します。	・市と障がい者サポートセンターに虐待防止センター機能を設置。 ・虐待通報件数 19件	虐待防止センターとしての役割があるが、通報を受けるのみにとどまっている。	C: 実施に当たり課題があった	虐待防止講演会を開催し、近年増加する事業者による虐待に対する認識を深められた。	B: 概ね施策推進につながった	通報機能のみであり、未然防止や早期発見の機能は有していない。	近年増加する虐待事案にも積極的に関わりを持ち、虐待解決を早期に行えるよう機能充実させる。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-イ	地域移行の推進	障がい者福祉課		地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、引き続き丁寧な情報提供による周知、利用促進を図ります。	地域定着支援、自立生活援助は利用者が無かったが、地域移行支援は1名の利用実績があった。	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等について、担当ケースワーカー等から情報提供を行い、利用促進を図った。	B: 概ね想定通り実施	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等の周知や情報提供を行うことで、サービス利用者の選択肢を広げ、地域移行の推進を図った。	B: 概ね施策推進につながった	地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等のサービス利用者数はまだ少ないので、地域移行を推進するためには、これらのサービスについて引き続き情報提供に努めていく必要がある。	事業を継続しつつ、サービスの周知・情報提供に取り組んでいく。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-イ	地域移行の推進	障がい者福祉課		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、当事者および保健・医療・福祉に携わる方を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う場の構築を検討します。	協議の場の構築に向け、課内の勉強会を実施したり、年2回実施している精神保健福祉関係機関情報交換会において、情報収集し、情報の共有を図った。	コロナ禍の影響を受け、書面開催と対面開催を実施した。	B: 概ね想定通り実施	対面開催では相互の情報共有とグループワークにより、事業者間の課題が見え地域の特性を捉えることができた。	B: 概ね施策推進につながった	参加者のスキルや対応する業務に偏りがあるため、バランスを取りながら課題を捉えている必要がある。	より多くの事業者が参加し情報共有・相互理解が図られ、業種の垣根を越えた連携を図る。
2 生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	(1)-ウ	権利擁護の推進	地域福祉課 障がい者福祉課		権利擁護についての啓発活動を推進し、障害者の権利行使の援助、障害者差別や虐待防止に関して取り組むとともに、青梅市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、地域福祉権利擁護事業を活用するなど、権利擁護対策を進め、合わせて成年後見人制度の利用を促進します。	障害のある方の成年後見の首長申し立てを2件行った。	首長申し立てについて他部署等と連携し進めることができた。	B: 概ね想定通り実施	自身で判断できない利用者も少なくない中での調整は時間を要することが多く速やかな対応には至らないこともある。	B: 概ね施策推進につながった	現状の相談支援業務の中で行うには時間がかなり過ぎてしまう。専門にできる職員がいることが望ましい。	後見制度を理解し包括的に支援できる担当を置くことが、速やかな制度の推進につながる。

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
2 生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	障がい者福祉課		訪問系サービスについては、身体介護・家事援助・通院等介助などの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護など制度の適正を維持し、啓発に努め、サービスの質的、量的な充実を図ります。	訪問系サービスについて、サービス支給量は緩やかな増加傾向にある。令和4年度は、コロナによる行動制限が緩和され、行動援護や同行援護の利用が前年度よりさらに増加した。	サービスの利用について情報提供に努め、必要な方に必要な量のサービスが行き渡るよう支給した。	B: 概ね想定通り実施	必要な方に必要な量のサービスを支給することで、障害者等の在宅での生活の支援に貢献した。	B: 概ね施策推進につながった	サービスの質的、量的な充実のためには、サービスを提供する福祉人材の安定的な確保が課題である。	事業を継続しつつ、福祉人材の安定的な確保を図る必要がある。	
2 生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	障がい者福祉課		日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業時の就労支援や生活介護、緊急一時保護のための短期入所など、需要増が見込まれるサービスについて、支援体制の確保に向けて検討します。青梅市自立センターにおいて、引き続き障害福祉サービスの充実に努めます。	日中活動系サービスについては、市内12か所の生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に対し補助金を交付した。また、自立センターにおいて、比較的重度の方の受入れを継続して行っている。	日中活動系補助は年々増加傾向で活用されている。自立センター新規受入れはコロナ時期は制限を設けていた。	B: 概ね想定通り実施	障害福祉サービスの充実という目的に関しては、一定の達成度があると見込まれる。	B: 概ね施策推進につながった	相当に重度な方の受け入れ要請に対する、自立センター側の支援体制	日中活動系補助に関し、一層の審査を厳しく見極めるとともに継続的支援をつづけていく。	
2 生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	障がい者福祉課		居住系サービスについては、障害のある方の地域移行が求められており、介護者の高齢化等により潜在的な需要があると見込まれていることから、民間事業者の活用による共同生活援助(グループホーム)の充実を図るとともに、グループホーム入居者が日中に活動する生活介護等の施設についても充実を図ります。	事業所の新規開設・増設を検討する事業者へ情報提供を行い、重度障害者向けグループホームや生活介護事業所の新規事業所の確保に努めた。その結果、グループホームは令和4年度に10ユニットが新規開設(うち3ユニットは移転に伴う開設)したが、1ユニットが廃止となったため、合計70ユニットとなった。	重度障害者向けグループホームや生活介護事業所の新規事業者の確保に努めるとともに、新規開設や増設を検討する事業者へ情報提供を行った。	B: 概ね想定通り実施	親亡き後問題や、地域移行の推進により、グループホームの需要が高まっており、新規事業者や増設を検討する既存事業者ニーズ等の情報提供を行うことで、事業所の充実に貢献した。	B: 概ね施策推進につながった	グループホームの事業所数が増えたことで、人材の流出などによりサービスの質の確保が課題となっている。また、依然として、重度の身体障害者を対象としたグループホームや、生活介護事業所の定員確保が課題となっている。	中軽度の知的障害者や精神障害者を対象としている事業所は充足しているため、重度の身体障害者を対象としたグループホームや、生活介護事業所の定員確保に努める。	
2 生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	(2)-ア	自立支援給付の充実	障がい者福祉課	基本目標4-施策1 (P63)	各サービスの質の向上や、事業の透明性を確保するため、第三者評価機関への受審や第三者委員会の設置、事業所連絡会の開催等を促します。また、福祉サービスを支える人材育成のため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。	「日中活動系サービス推進事業補助金」で、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を行った。(5事業所)	「日中活動系サービス推進事業補助金」により第三者評価を受審する事業者を補助した。また、相談支援部会や放課後等デイサービス事業所連絡協議会を開催し、事業所間の連携を図った。	B: 概ね想定通り実施	受審費用を補助することで第三者評価の受審を促し、サービスの質の確保に貢献した。また、放課後等デイサービス事業所連絡協議会等の開催により事業所間の連携を図ることで、質の向上を目指した。	B: 概ね施策推進につながった	放課後等デイサービス事業所連絡協議会等の事業所連絡会の開催がコロナ禍により停滞してしまったため、今後の開催に向けた検討が必要となっている。また、人材育成のための研修等の機会の確保により、サービスの質の向上に努める必要が	引き続き第三者評価の受審費用の補助を行うとともに、事業所連絡会の開催と人材育成を図っていく。	
2 生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	(2)-イ	地域生活支援事業の充実	障がい者福祉課		意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業などを実施した。自動車運転教習費補助事業では、1件の補助を行った。また、奉仕員等養成事業として、入門・初級手話講習会、上級手話講習会、音訳者養成講座を実施した。	地域生活支援事業として、意思疎通支援事業、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、サポートセンター事業、日中一時支援事業、自動車運転教習費補助事業などを実施し、市ホームページや障がい者のしおり等で周知を行った。奉仕員等養成事業の実施にあたっては、広報等で周知を行った。	意思疎通支援事業をはじめとする地域生活支援事業を充実させることで、地域の課題に即した支援を提供することに貢献した。また、奉仕員等養成事業により、地域での支援人材の確保と地域福祉の向上に寄与した。	B: 概ね想定通り実施	意思疎通支援事業をはじめとする地域生活支援事業を充実させることで、地域の課題に即した支援を提供することに貢献した。また、奉仕員等養成事業により、地域での支援人材の確保と地域福祉の向上に寄与した。	B: 概ね施策推進につながった	必要な方に必要な情報が届くよう、各事業の周知と内容の充実を図っていく。また、事業の充実と支給量の確保のため、国・都の財源を確保する必要がある。	事業を継続しつつ、制度の周知について充実を図っていく。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括					次期計画の方向性	備考
								計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価	課題		
2	生活支援の推進	(2) 障害福祉サービスの充実	一般サービスの充実	障がい者福祉課	基本目標4-1 (P63)	引き続き、障害者の需要を把握しながら、個々のサービスの実情に沿った充実を図り、障害者の生活支援に努めます。	福祉サービスの実施や経済的負担を減らすため各種助成・給付事業や減免、割引制度の実施や周知を行った。 コロナ禍において障害福祉サービス事業所がサービス提供を継続できるよう、感染症対策や物価高騰に対する事業所支援を行い、障害者のサービス利用が継続できるよう努めた。	各種サービスや助成事業の実施や周知を行うとともに、感染症対策としての買物代行サービスや事業所支援を実施した。	B: 概ね想定通り実施	各種サービスや助成制度を実情に沿って実施することで、総合支援法では行き届かない特有の支援を行うことができた。	B: 概ね施策推進につながった	地域の障害者の需要に沿った支援となるよう、実情に合わせて各制度の改正・廃止等の検討が必要となっている。	事業を継続しつつ、より実情に沿った支援への改正を検討していく。	
2	生活支援の推進	(3) 保健・医療の充実	生活習慣病等の疾病等の予防	健康課		障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防、二次障害、障害の重度化を防ぐため、必要な医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨していきます。	・中央図書館での健康相談（11回） ・電話・面接相談等（随時）	必要な方に、医療の給付や健康診断、診療および検査を受けることを勧奨した。	B: 概ね想定通り実施	必要な方に、医療の給付や、健康診断、診療および検査を受けることを勧奨した。	B: 概ね施策推進につながった	個別性が高いため、対応の難しい場合がある	対象者に応じ関係機関と連携を図り各種健診の周知や受診勧奨を行っていく。	
2	生活支援の推進	(3) 保健・医療の充実	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	健康課 障がい者福祉課		障害者等一人ひとりに応じた適切な医療・歯科医療サービスが受けられるよう、専門医療機関、保健所等との連携を図り、障害に応じた適切な保健事業を実施し、障害者の保健対策の推進を図ります。	【健康課】電話・面接相談（随時） ・難病医療費助成や、障害者医療費助成、自立支援医療費助成により、適切な医療を受けるための医療費負担の軽減を行った。	【健康課】医療機関等と連携し対応した。 ・各種医療費助成制度について、適切な説明、窓口での案内、手続きを的確に実施した。	B: 概ね想定通り実施	【健康課】医療機関等と連携を図った。 ・障害に対する「適切な保健・医療サービス」の充実が図れた。	B: 概ね施策推進につながった	・専門的な医療機関に関する情報が少ない ・医療機関等との連携をとり、より綿密なサービス提供を図ること	・対象者に応じて医療機関等と連携を図っていく。 ・医療機関等との連携をとり、より綿密なサービス提供を図ること	
2	生活支援の推進	(3) 保健・医療の充実	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	都市整備部管理課 障がい者福祉課		公共交通機関をはじめとする通院等のための移動手段を検討します。	車椅子を利用するなど、自力での歩行や公共交通機関の利用が困難な方が外出する時に、リフト付ワゴン車（福祉バス）による輸送サービスおよび民間輸送事業者への補助事業を実施している。また、障害者手帳の所持者へ、都営交通無料乗車券の発行を行っている。	福祉バスや、民間事業者への補助事業、都営交通無料乗車券の発行を継続し、通院等の移動手段の確保に努めた。	B: 概ね想定通り実施	生活支援の推進という目的に向け、多種多様なサービスの提供を実施できた。	B: 概ね施策推進につながった	福祉バス委託事業者の更新	引き続き、福祉バスによる輸送サービス等の事業を継続してゆく。	
2	生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	障害児保育	こども育成課		保育所や学童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れに努めます。	保護者の希望を確認し、保育所と対応策を検討したうえで受入れを行っている。	保育所入所事前連絡票を作成し、事前に希望保育所と受け後の対応について確認を行うなど、保護者、保育所、市が一体となって受入れを行っている。	B: 概ね想定通り実施	保育を必要とする児童へ保育の提供を行うことができた。	B: 概ね施策推進につながった	重度の障害がある児童について、集団保育の実施や支援について検討していく必要がある。	保育所への障がい児の受け入れ前後での調整・確認を密に行う。	
2	生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	障害児保育	障がい者福祉課	基本目標3-1 (P51)	児童発達支援センターの設置の検討や、保育所等訪問支援の推進など障害児支援の充実を図ります。	児童発達支援センターは、令和4年度中の整備には至らなかったが、青梅市障害者地域自立支援協議会等で意見をいただき、令和5年度末までの整備に向けて検討をした。 保育所等訪問支援については、市内に実施事業者の整備はないが、市外事業者でのサービス利用が6名あり、前年を上回った。また、保護者等から制度利用希望の相談を受けた場合は、担当ケースワーカーがサービス利用に向けて説明・調整を実施した。	児童発達支援センターについては、整備に向けた検討は実施したが、整備には至っていない。 保育所等訪問支援については、令和3年度より市外事業者での利用があり、利用者数、利用希望の相談ともに増加している。	C: 実施にあたり課題があった	児童発達支援センターの整備により、複合的な課題を抱える児童の支援体制の構築に寄与できるため、そのための検討は効果があった。また、保育所等訪問支援の導入により、地域の保育所・幼稚園等と障害児の支援について連携した体制を構築することにつながった。	B: 概ね施策推進につながった	児童発達支援センターの整備に向け、早急な検討が必要となっている。	事業を継続しつつ、児童発達支援センターの整備を実現する。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			
2 生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	(4)-イ	相談支援体制の充実	学務課 障がい福祉課	基本目標3-施策1 (P51)	就学相談をはじめとした相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めます。	特別支援教室の設置等により特別支援への理解が進んだことなどにより、就学相談・教育相談とも相談件数が増加しているが、適切に対応しているが、関係機関とも連携し適切に対応した。	就学相談・教育相談とも相談件数が増加しているが、適切に対応している。	B: 概ね想定通り実施	就学相談・教育相談とも相談件数が増加しているが、適切に対応している。	A: 施策推進につながった	今後も増加すると考えられる相談への対応を図ること。	引き続き、適切な相談への対応を行うとともに、相談体制の充実を図っていく。	
2 生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	(4)-イ	相談支援体制の充実	健康課 障がい福祉課 子ども育成課 子育て応援課 子ども家庭センター	基本目標3-施策1 (P51)	ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園等に対し、巡回相談員等による相談業務を実施し、指導方針等の助言を行っている。 ・担当ケースワーカーによる相談を随時受け、必要に応じて障害児通所等のサービスの提供を行った。 ・新生児訪問、各種健診事業、相談業務等により、個々のライフステージに応じた支援の案内や不安を抱える保護者に寄り添い安心して育児ができるよう支援を行った。病院や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での様子を巡回相談員が実際に確認するため、保育士等に対し的確なアドバイスを伝える。 ・ケースワーカーを居住地ごとに担当割り、随時相談を受付けた。 また、必要に応じて障害児通所、保育所等訪問支援等のサービスを提供した。 ・新生児訪問、各種健診事業、相談業務等により、個々のライフステージに応じた支援の案内や不安を抱える保護者に寄り添い安心して育児ができるよう支援を行った。病院や子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、支援を行った。 	B: 概ね想定通り実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童への接し方や保育の方法等について、保育士等へアドバイスを行ったことで、児童一人一人にあわせた保育を実施することができた。 ・随時相談を受付け、障害児通所等のサービス支給も個々の必要なタイミングで行うことで、個々のライフステージに対応した支援を提供することに貢献した。 ・事業や来所相談、電話や訪問などにより個々の相談に対応した。また関係機関につなぐことができた。 	B: 概ね施策推進につながった	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童が年々増えているとのことで、保育所等からは相談回数の増について希望がある。 ・発達障害等を抱える児童の保護者からの相談は増加傾向にあり、限られた人員で相談支援体制をさらに充実させるための工夫が必要となる。 ・育児に不安や悩みを感じ、精神的に不安定な保護者がひとり思いを抱え込まないよう、個々の状況把握に努め、切れ目ない支援に取り組むための支援体制やマンパワーの確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにあった対応や保育を行っていくために、巡回相談員による相談業務の充実を図っていく。 ・引き続き随時相談を受けながら、個々のニーズに即した支援を行えるよう工夫していく。 ・支援体制の構築、マンパワーの確保を行い、引き続きライフステージに対応したサービス・支援の提供に努めていく。 	
2 生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	(4)-ウ	特別支援教育の充実	学務課 指導室		障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級、特別支援教室において障害の種類や程度に応じた教育を行った。通常級にも支援員を配置し、発達障害等の児童・生徒への支援を行った。 また、青梅市立学校医療的ケア実施要綱を制定し、医療的ケア児およびその家族に対する支援を開始した。 障害に応じた教育課程を編成・運用を行った。 	B: 概ね想定通り実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級および特別支援教室は適正に運営されていること、医療的ケア児およびその家族に対する支援を開始したことから、児童・生徒に対する個々のニーズに応じた教育・支援が行われている。 個々のニーズに応じた教育・支援を行った。 	B: 概ね施策推進につながった	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も増加すると考えられる特別な支援が必要な児童・生徒に対応した運営と環境整備を行うこと。 ・障害の種類や程度は多様化しており、個々の障害について教職員が理解を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特別支援学級および特別支援教室を適正に運営していくとともに医療的ケア実施体制の確立を図る。 ・個別支援計画を活用し個々のニーズに応じた支援を行っていく。 		

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
2 生活支援の推進	(4) 障害児支援の体制の確保	(4)-エ	特別支援学校等との連携の推進	学務課 指導室		特別支援教育パートナーシップ、相互派遣研修の実施などについて推進し、特別支援学校や特別支援学級等の教育関係者が日常的に連携を図ることで、障害があっても、安心して必要な教育的支援が受けられるよう、環境の整備、推進に努めます。 ・特別支援教育推進協議会、就学支援委員会における委員委嘱や各種研修会講師、巡回訪問相談員としての特別支援教育コーディネーター派遣等により特別支援教育に関する連携を図った。	特別支援教育推進協議会、就学支援委員会における委員委嘱や各種研修会講師、地域の学校に対する助言により特別支援教育に関する連携を図った。 ・コロナ禍の影響を受け、オンライン等方法を工夫しながら各種研修会を実施することができた。	B: 概ね想定通り実施	各種会議、研修会等で特別支援学校との連携は図れている。また、特別支援学校のセンター的機能を利用し学校との連携も図れている。 ・連携を通して、教職員の特支援学校についての理解を深め環境の推進に努めた。	B: 概ね施策推進につながった	・会議・研修内容の精査するとともに多くの教員が参加できる機会を増やし、さらなる連携を目指すこと。 ・コロナ禍の影響を受け連携の機会は減少したままであるが、少しずつコロナ禍以前の状態に戻ってきている。	・引き続き、特別支援学校との連携を図る。 ・会議・研修内容の精査をするとともに多くの教員が参加できる機会を増やし、さらなる連携を目指すこと。		
2 生活支援の推進	(5) 切れ目のない支援体制の整備	(5)-ア	自立支援協議会の機能の充実	障がい者福祉課		自立支援協議会のネットワークを強化、活用し、様々な障害支援機関が、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	令和4年度は、事例検討会や見学会などの行事は感染症拡大防止の観点から見合わせとなり、新規の事業には取り組めなかったが、差別解消条例の施行に伴い、差別解消支援地域協議会を設置した。	部会を中心とした事例検討会や、職場見学会、放課後等デザイナーズ就業連絡協議会等を実施し、自立支援協議会の活動の強化を図った。 また、条例施行に伴い、差別継承支援地域協議会を新たに設置した。	B: 概ね想定通り実施	自立支援協議会や部会における各分野の委員のネットワークを活用することで、ケースの課題解決に向けた連携に効果を発揮した。	B: 概ね施策推進につながった	委員に障害当事者が含まれることから、感染対策にはより慎重に取り組みが必要であり、感染症拡大防止の観点から会議等の開催頻度が少なくなってしまうため、今後の同行を見極めながら事業を復活させていく必要がある。	引き続き、自立支援協議会の機能充実を図っていく。	
2 生活支援の推進	(5) 切れ目のない支援体制の整備	(5)-イ	療育ネットワークの構築	障がい者福祉課 こども育成課 地域福祉課 学務課 健康課		障がい者福祉課、子育て世代包括支援センター、地域福祉コーディネーター、幼稚園、保育所、児童相談所、保健所、学校、民生児童委員等の関係機関が連携し、切れ目のない療育ネットワークの構築を図ります。	・関係機関と連携して障害児の療育支援につながるよう、相談業務を行った。 ・こども家庭センターのケースワーカーと密に連絡を取り、児童虐待等の情報について共有し、保育所への入所を優先させるなどの対応をした。	・相談する機関が分からない方々へのきっかり作りとるような支援を行った。 ・こども家庭センターからの連絡を受け、適切に対処した。	B: 概ね想定通り実施	・年齢や環境により変化する相談機関への過度な不安とならないよう丁寧な支援を行った。 ・虐待や育児放棄などが疑われる家庭について、保育所の入所を優先するなど子どもの安全確保に貢献した。	B: 概ね施策推進につながった	・可能な限りワンストップとなるよう支援を行うが、他分野への支援が必要な場合は適切な情報共有が必要。 ・年々ケースが多様化・複雑化しており、病院や警察など広範囲での連携が必要。	・関係機関との連携を密に取りながら、支援が必要な家族への相談業務を充実させていく。 ・保育園と市での情報交換を密に行うことで早めにこども家庭支援センターの担当者につなぎ、事故を未然に防げるように連携していきたい。	
2 生活支援の推進	(5) 切れ目のない支援体制の整備	(5)-イ	療育ネットワークの構築	障がい者福祉課	基本目標3-施策1 (P51)	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活、重度化、高齢化など各ライフステージにおいて、障害のある方それぞれに応じた切れ目ない支援を行う際の枠組みの中心として、基幹相談支援センターの整備のあり方について検討します。	青梅市障害者地域自立支援協議会において、基幹相談支援センターの整備に向けて検討をした。	「第5期青梅市障害者計画」の策定検討委員会における意見を踏まえ、青梅市障害者地域自立支援協議会でも意見をいただき、整備に向けて検討をした。	B: 概ね想定通り実施	障害者等の地域での生活を支援する地域生活支援拠点と、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備に向けた検討を進めることで、地域における支援体制と相談体制の確保を目指す。	B: 概ね施策推進につながった	令和5年度中の整備は難しいため、令和6年度に向けた検討を進める必要がある。	事業内容を継続する。	
2 生活支援の推進	(5) 切れ目のない支援体制の整備	(5)-ウ	家族、保護者への支援の強化	障がい者福祉課 子育て応援課 高齢者支援課		障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進やメンタルケアなどの家族支援を行います。保護者からの相談は適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修等を行います。	関係機関と連携し、相談の内容に応じて専門機関へつなぐとともに、短期入所等のサービス提供により保護者の支援を行った。	障害者児が、障害福祉サービスを円滑に利用するための情報提供、相談を行った。	B: 概ね想定通り実施	障がい児と同様に、レスパイト事業を説明し保護者への支援も行った。	B: 概ね施策推進につながった	障がい児、親にとどまらず家族を取り巻く環境にも理解が必要。	障がい児と親だけに負担とならないよう、丁寧な説明と共に支援を継続していく。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況 (右の評価の詳細)	取組状況の 担当課評価	施策推進にどのように 貢献したか (右の評価の詳細)	成果の 担当課評価			課題
2	生活支援の推進	(5)ウ	家族、保護者への支援の強化	障がい者福祉課		在宅生活における家族や保護者のレスパイトや緊急時対応について、可能な事業所(短期入所等)の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、整備していきます。	日中一時支援や短期入所の障害サービスを実施し、事業所から開設や増設の相談があった場合にはニーズ等の情報提供を行った。	日中一時支援や短期入所の障害サービスを必要な方に提供するとともに、サービスの充実を図るため、新規開設を検討する事業者への情報提供を行った。	B:概ね想定通り実施	日中一時支援や短期入所の障害サービスを提供することで、家族のレスパイトに貢献した。	B:概ね施策推進につながった	重度の身体障害児・者の受入れが可能な短期入所の事業所数と定員の確保を図っていく必要がある。	事業を継続しつつ、重度の身体障害児・者の受入れ定員の確保に努める。	
3	自立支援の推進	(1)ア	障害者就労支援センターの充実	障がい者福祉課		多様なニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため、障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	障がい者の生活や就職についての相談・支援を行った。	生活支援相談件数 延べ 6,149件	A:想定通り実施	自身の生活環境や、今後についての相談を行い、安定的な生活が送れるよう指導を行った。	A:施策推進につながった	社会生活の不安から何度も相談を行う者も少ない。	丁寧な説明や相談を行い、社会に踏み出せる人材を育てていく。	
3	自立支援の推進	(1)ア	障害者就労支援センターの充実	障がい者福祉課		障害者が、安心して一般企業への就労を実現し、継続していただけるよう支援を行います。	障がい者の就労に向けての準備、心構えを指導し、就職への不安を取り除くよう支援を行った。	就職準備支援 延べ 1,334件	A:想定通り実施	就労に向けた支援を行い、利用者の自立性、積極性を身に付けることができた。	B:概ね施策推進につながった	利用者登録はできているものの、どのように就労に結び付けられるか理解できないものもある。	積極的に動けるものと支援が必要なものがある中で、広い視野で取り残さない支援をして行く。	
3	自立支援の推進	(1)ア	障害者就労支援センターの充実	障がい者福祉課		就労面の支援としては、職業相談、職場定着支援、ジョブコーチの派遣等を行い、生活面の支援としては、日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等を行います。	一般企業への就労に結びついた障がい者をフォローし、雇用した企業へもアドバイスを実施した。	定着支援件数 延べ 2,740件	A:想定通り実施	新規就職者は増加傾向にあるが、非正規雇用も多く、安定した雇用に結びつきにくい。	D-1:実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	企業側の需要と就職希望者との意識の乖離が認められ、バランスの確保が急務。	就職して終わらせることなく、障がい者に寄り添える企業についても指導・支援していく。	
3	自立支援の推進	(1)ア	障害者就労支援センターの充実	障がい者福祉課		就労に関する情報収集および提供、関連機関・協力機関とのネットワーク形成等を行います。	企業における障害者雇用枠の充実、受け入れ態勢の整備、新規開拓を行った。	職場開拓、職場実習 延べ 230件 コロナ禍にあり職場実習ができないこともあった。	C:実施があたり課題があった	就労適性を見極める意味でも職場体験は重要であるが、実質延べ件数は横ばいとなっている。	D-1:実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	人員不足から新規事業者の開拓が遅れている。	地域開拓促進コーディネーターを採用し、新たな企業開拓を実施する。	
3	自立支援の推進	(1)イ	公共職業安定所(ハローワーク)等との連携	障がい者福祉課		障害者の就労機会の確保については、引き続き、公共職業安定所(ハローワーク)や企業、特別支援学校等との連携を図りながら、障害者の就労を促進します。	ハローワーク主催の地域雇用門断連絡会議を通じ、就労支援機関の連携を強化し障がい者の就労支援を推進した。	特別支援学校卒業者の就労継続支援が年々増加傾向にある中、受け入れ企業側からの相談件数も増加、相互理解に努めた。	B:概ね想定通り実施	安定した就労定着が図れるよう個々に丁寧な支援を行った。	B:概ね施策推進につながった	一定数の離職が見られる。しっかりと定着できるよう、ひとりひとり丁寧な支援が求められる。	相談に至るまでの所要時間の短縮。ハローワークとの連携を密にし、円滑な就労支援に結び付けていく。	
3	自立支援の推進	(1)イ	公共職業安定所(ハローワーク)等との連携	障がい者福祉課		離職の確認の際には、就労移行支援事業や公共職業安定所(ハローワーク)等への照会を行い、離職後のフォローや再就職に向けた支援を行うよう努めます。	体調や気持ちの面で離職してしまった障がい者へのケアとフォローを行うとともに新たな就職先の支援を行った。	離職時の調整支援 延べ 113件	A:想定通り実施	離職後のケアとフォローアップ、ステップアップについて共に考えることができた。	B:概ね施策推進につながった	体験を経て就労適性が見つけられない障がい者もおり、一連の流れで支援が必要。	相談から就労定着まで個々に丁寧な支援を行っていく。	
3	自立支援の推進	(1)ウ	企業や福祉施設とのネットワークの構築	障がい者福祉課		障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように、一般企業への就労の促進を図るとともに、就労支援を行う障害福祉サービス事業所との連携を進め、就労支援体制の充実を図ります。	市内事業所と公共の就労支援機関と連携し、障がいのある人の円滑な就労支援の充実を図った。	コロナ禍の影響で開催しなかった。	D:実施できなかった	関係機関との情報共有により、障がい者の就労についての背景とニーズを的確にとらえることができるので今後も継続して行く。	D-1:実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	とくに精神障害者の離職率が高く、受け入れ側の理解も必要となっている。	各関係機関と連携を密にし、就労支援の充実を推進する。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価		
3 自立支援の推進	(2) 経済的自立の支援	(2)-ア	年金・手当等の支援	障がい者福祉課 こども育成課 保険年金課 生活福祉課		障害者やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の支給対象者には手帳交付時等に手続きを案内し、経済的な支援が受けられるよう対応した。 手当の支給や医療費の助成を実施した。 障害基礎年金受給に必要な各種書類作成について、窓口や電話により丁寧に案内した。窓口では、分かりやすい書類で案内に努めた。 	B:概ね想定通り実施	<ul style="list-style-type: none"> 手当の支給により、障害者やその家族の生活の安定に貢献した。 手当の支給や医療費の助成を実施することで、経済的な支援を行い、生活の安定を図った。 障害基礎年金の受付件数が増加している。 	B:概ね施策推進につながった	<ul style="list-style-type: none"> 制度のさらなる周知を図り、手当受給の可能性のある未申請者を掘り上げることが課題となっている。 障害基礎年金受給手続では、日本年金機構に提出する書類が複雑かつ多岐なため、案内に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種手当の案内と周知に努める。 国や都の施策にあわせ、引き続き、適切に手当の支給や医療費の助成を実施する。 障害基礎年金受給に必要な手続案内の充実にも努める。 	
3 自立支援の推進	(2) 経済的自立の支援	(2)-ア	年金・手当等の支援	保険年金課 生活福祉課		市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。	ホームページや窓口において、障害基礎年金に関する情報を提供した。	B:概ね想定通り実施	障害基礎年金の受付件数が増加している。	B:概ね施策推進につながった	紙媒体や電子媒体による周知は充実してきたが、紙媒体や電子媒体を目にしない方への周知が難しい。	障害基礎年金に関する情報提供を充実させ、必要な方に障害基礎年金制度の周知が行き届く様にしていく。	
3 自立支援の推進	(2) 経済的自立の支援	(2)-イ	権利の擁護	地域福祉課 障がい者福祉課		生活設計や金銭管理を行うことが困難な障害者に対して、本人の意思を尊重しながら、相談、福祉サービスの契約や財産を保護する成年後見制度の適正な利用促進や、地域福祉権利擁護事業の普及、活用を推進します。	障害のある方の成年後見の首長申し立てを2件行った。	B:概ね想定通り実施	成年後見制度に基づき速やかに後見人を選任し、家族の負担軽減を図ることができた。	B:概ね施策推進につながった	現状の相談支援業務の中で行うには時間がかかることがある。専門にできる職員がいることが望ましい。	成年後見制度の理解と周知を図り、活用の促進を推進する。	
3 自立支援の推進	(3) 住居の確保	(3)-ア	居住支援	住宅課		身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障害者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	障害者世帯からの相談に適切に対応した。また、入居要件や各種手続きの緩和についても継続した。	A:想定通り実施	障害者世帯に対する手続きの緩和を適切に行った。また、一般世帯を含め、住宅・駐車場使用料の減免制度を使用できる入居者に対し、必要に応じ、制度利用の案内を行った。	B:概ね施策推進につながった	公営住宅における、障害者世帯向けの住戸が4戸しかない。	障害者世帯向けの住戸の拡充を図る他、入居要件や各種手続きの緩和について継続して実施していく。	
3 自立支援の推進	(3) 住居の確保	(3)-ア	居住支援	障がい者福祉課		障害のある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	各ケースに対応した地域以降支援を実施した。	C:実施にあたり課題があった	地域移行支援の周知や情報提供を行い、サービス利用者の選択肢を広げ、地域移行の推進を図った。	B:概ね施策推進につながった	受入れ施設は充足しているものの、人員不足、職員のスキル不足が見られた。	地域移行に対応し得る職員の研修を実施する。	
3 自立支援の推進	(3) 住居の確保	(3)-イ	グループホームの充実	障がい者福祉課		「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障害のある方の地域における居住の場として、多様な形態のグループホームの整備を促進し、重度障がい者にも対応できる支援体制の充実を図っていきます。 新規参入の誘致に当たっては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、情報提供等の支援を行っていきます。	事業所の新規開設・増設を検討する事業者の情報提供を行い、重度障害者向けグループホームや生活介護事業所の新規事業所の確保に努めた。その結果、グループホームは令和4年度に10ユニットが新規開設(うち3ユニットは移転に伴う開設)したが、1ユニットが廃止となったため、合計70ユニットとなった。	B:概ね想定通り実施	青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、重度障害者向けグループホームの新規事業者の確保に努めるとともに、新規開設や増設を検討する事業者の情報提供を行った。	B:概ね施策推進につながった	適正なグループホームの定員について、社会情勢の変化や親亡きあと問題を見据え、障害者計画、障害福祉計画とともに今後も青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針の見直しをしていく必要がある。	中軽度の知的障害者や精神障害者を対象とした事業所は充足しているので、重度の身体障害者を対象としたグループホームや、生活介護事業所の定員確保に努める。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
3 自立支援の推進	(3) 住居の確保	(3)-ウ	居住環境の整備	障がい者福祉課		入所施設、グループホームには老朽化の著しい施設もあることから、入所者の居住環境の改善に配慮し、支援の在り方について研究していきます。	事業者の施設改修計画等に必要な情報提供を行った。	東京都の施設整備費補助金等の情報提供を行った。	B: 概ね想定通り実施	事業者の施設改修を進めることで、入所者の居住環境の改善を図った。	B: 概ね施策推進につながった	施設改修に関して、市としての財源確保が困難である。	引き続き情報収集に努めていく。	
3 自立支援の推進	(3) 住居の確保	(3)-ウ	居住環境の整備	障がい者福祉課	基本目標3-1 (P52)	在宅の障害者に対して、住宅改修事業等を活用しながら居住環境の整備に努めます。	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱にもとづき、5件4,590千円の補助を実施した。	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱にもとづく補助を実施した。	B: 概ね想定通り実施	住宅設備改善費を補助することにより、地域の身体障害者に対する支援体制の確保につながった。	B: 概ね施策推進につながった	国・都からの財源が限られており、申請件数が増えることにより市の負担も増えることになる。	事業内容を継続しつつ、財源の確保に努める。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-ア	東京都福祉のまちづくり条例の促進	地域福祉課		「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(建築物バリアフリー条例)などにもとづき、引き続き、道路、公園、建築物など生活関連施設のバリアフリー化を推進し、障害のある方に配慮したまちづくりを進めます。	令和4年度の福祉のまちづくり条例の特定都市施設設置工事計画届出書について、診療所2件、物品販売店舗1件の届出書を受理した。また、福祉施設1件の整備基準適合証を交付した。	問合せに関しては、1つ1つ説明を行い、理解を得た上で、まちづくり条例等への意識につながった。	B: 概ね想定通り実施	東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせてバリアフリー化を実施していく。	B: 概ね施策推進につながった	新築される建築物のほか、修繕や増築される建物等についても、都市整備部等関係部署と連携を図りながら、都条例に従い引き続き、福祉のまちづくりやバリアフリー化を進める。	引き続き東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせたバリアフリー化の整備に努めていく。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-イ	公共施設のバリアフリー化の推進	施設課		障害者が利用する市の公共施設のバリアフリー化に努めます。	小中学校(四校)のトイレ大規模改修工事に合わせ、各階に車椅子で使用できる便房を整備するなど、設計時に考慮した。	建築物の新築時は、東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせてバリアフリー化を実施する。既存建築物のバリアフリー化は、制約が多いため可能な限り実施する。	B: 概ね想定通り実施	東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせてバリアフリー化を実施していく。	B: 概ね施策推進につながった	引き続き東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせたバリアフリー化の整備に努めていく。	引き続き東京都福祉のまちづくり条例などの整備基準に合わせたバリアフリー化の整備に努めていく。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-イ	公共施設のバリアフリー化の推進	施設課 公園緑地課		新たに整備する市の公共施設については、ユニバーサルデザインの考え方もとづき整備します。	・新たに市の公共施設を整備する建設工事はなかった。	・新たに市の公共施設を整備する建設工事はなかった。	D: 実施できなかった	・引き続き、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方もとづいて整備していく。	C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)	・引き続き、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方もとづいて整備していく。	・引き続き、新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方もとづいて整備していく。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-ウ	住宅のバリアフリー化の促進	障がい者福祉課	基本目標3-1 (P52)	障害者が暮らすために、段差の解消や手すりの設置など、障害者に応じたバリアフリー化を進めることにより、暮らしやすい住宅の整備を促進し、住宅改善を支援します。	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱にもとづき、5件4,590千円の補助を実施した。	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業実施要綱にもとづく補助を実施した。	B: 概ね想定通り実施	住宅設備改善費を補助することにより、地域の身体障害者に対する支援体制の確保につながった。	B: 概ね施策推進につながった	国・都からの財源が限られており、申請件数が増えることにより市の負担も増えることになる。	事業内容を継続しつつ、財源の確保に努める。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-エ	公共交通機関のバリアフリー化の促進	都市整備部 管理課		駅などの公共的施設については、その事業者に対して、障害者が利用しやすい施設になるようバリアフリー化を推進します。	東日本旅客鉄道株式会社(以下、JRという。)に対し、西多摩地域広域行政圏協議会を通じ、駅施設のバリアフリー化を推進し、施設改善を早期に進めるよう要望した。	東青梅駅北口のバリアフリー化に向けた取り組みとして、JRと駅舎および自由通路の建替え協議を行った。	B: 概ね想定通り実施	東青梅駅北口のバリアフリー化にあつてはJRとの協議の場を複数回設け、期間中に調査設計の一部まで行うことができた。	B: 概ね施策推進につながった	JRでは、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たり平均利用者数が3,000人以上の駅を優先してバリアフリー化を進めており、この基準以下の駅について、早期のバリアフリー化は難しい状況にある。	東青梅駅北口にあっては引き続きJRとバリアフリー化に向けた協議、検討を重ねていく。他のバリアフリー化未施工の駅についても、引き続き要望を重ねていく。	
4 快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	(1)-オ	心のバリアフリー	障がい者福祉課		障害のある方に対する誤解や偏見、差別をなくすために、障害に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を進め、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進していきます。	障がい者差別解消条例施行にあたり作成した、合理的配慮、障がい者差別解消に向けたリーフレットをイベント等に配架し周知啓発を行った。	イベントのほか、市役所ロビーのパンフレットトラックに適宜啓発リーフレットを配架した。	B: 概ね想定通り実施	結果的に差別や虐待に至らなかった事案もあったが、相談や質問件数も増加していることから一定の効果はあったと考える。	B: 概ね施策推進につながった	差別解消について、広く浸透・定着しておらず、研修や講演会についても検討が必要である。	事業継続するとともに周知方法について検討し、市民への理解を深めるよう啓発を継続する。	

第5期青梅市障害者計画 事業評価シート

体系	施策	事業番号	事業名	担当課	地域福祉計画からの再掲	事業の内容	令和4年度取組状況	計画期間中の総括				次期計画の方向性	備考	
								計画期間中の取組状況(右の評価の詳細)	取組状況の担当課評価	施策推進にどのように貢献したか(右の評価の詳細)	成果の担当課評価			課題
4 快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア	防災対策の推進	防災課	基本目標3-施策4 (P61)	障害のある方が災害発生時に冷静に行動できるよう、広報、防災ハンドブックの活用や防災訓練などの機会を通じて、防災意識の普及や非常時の対応方法の習得を推進するとともに、家具転倒防止器具の取付け促進等により減災にも努めていきます。	広報や出前講座等の機会を通じて、防災意識の醸成や普及啓発を行った。また、家具転倒防止器具等支給取付事業については、積極的に広報を行い、取付けの促進を図った。	出前講座等のなかで、防災ハンドブックの活用等について普及啓発したほか、各種訓練への市民参加による非常時の情報伝達訓練等を実施した。また、継続して家具転倒防止器具の取付け促進に向けた広報活動等を行った。	B:概ね想定通り実施	各種事業を進めることで、防災の基本的な知識の普及啓発を進めたほか、家具転倒防止器具の取付け促進も図られた。	B:概ね施策推進につながった	引き続き出前講座や防災訓練等の機会をとらえて、障害のある方の防災意識の醸成や非常時の対応方法の習得を推進する必要がある。	防災知識の普及啓発を進めながら、減災に努める。	
4 快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア	防災対策の推進	防災課	基本目標3-施策4 (P61)	自主防災組織やボランティア組織、市内にある福祉施設などとも連携を図りながら、地域における共助の仕組みを構築し、障害の特性に応じた災害時の支援体制の充実にも努めていきます。	障害のある方のうち、災害時の避難に支援を必要とする方(避難行動要支援者)について名簿を作成し、自主防災組織等の避難支援等関係者と情報の共有を図った。また、要望のあった自治会や学校等に対し、出前講座を実施したほか、社会福祉協議会と協働し、高齢者向けやボランティア向けの講座も実施した。	障害のある方のうち、災害時の避難に必要とする方(避難行動要支援者)について名簿を作成し、自主防災組織等の避難支援等関係者と情報の共有を図った。また、要望のあった自治会や学校等に対し、出前講座を実施したほか、社会福祉協議会と協働し、高齢者向けやボランティア向けの講座も実施した。	B:概ね想定通り実施	各種事業を進めることで、防災の基本的な知識の普及啓発や共助の意識高揚を図ること、災害時の支援体制の強化が図られた。	B:概ね施策推進につながった	努力義務となった個別避難計画の作成推進が課題となっている。	個別避難計画の作成を進め、避難支援等関係者と共有し、支援体制の充実にも努めていく。	
4 快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-ア	防災対策の推進	防災課	基本目標3-施策4 (P61)	障害のある方の避難方法を確保するとともに、引き続き、二次避難所の設置・運営体制、医療機関との連携体制のあり方について検討を進めます。	二次避難所の環境整備について検討を行い、令和5年度に物品購入の予算を計上した。また、二次避難所ではないが、障害児等の避難先として、民間事業者との協定締結を進めた。	人員配置等の課題があり、具体的な運営方法まで定めることができなかった。	C:実施にあたり課題があった	民間事業者との協定、二次避難所用の物品購入のための予算の確保などの進捗があった。	B:概ね施策推進につながった	二次避難所の運営方法について、具体的に調整を図る必要がある。	二次避難所の運営について検討中であり、今後、福祉部署と調整を図る。	
4 快適なまちづくりの推進	(2) 防災・防犯対策の充実	(2)-イ	防犯対策	市民安全課		関係機関や地域と連携を図りながら、防犯活動の支援や広報活動、また、障害者に対する悪徳商法による被害を防止するために、悪徳商法の手口の紹介や防止方法などの啓発や情報提供を行います。	高齢者の見守り連絡会を2回開催し、情報交換を行った。青梅防犯協会、各支会ごとに組織された自主防犯組織に対して、活動費の補助を行った。また月1回の広報で防犯情報の発信を行った。	関係機関への補助のほか、毎月の広報での情報発信、街頭啓発キャンペーンなどの啓発を通して、防犯対策の充実に貢献した。	B:概ね想定通り実施	関係機関への補助のほか、毎月の広報での情報発信、街頭啓発キャンペーンなどの啓発を通して、防犯対策の充実に貢献した。	B:概ね施策推進につながった	情報連絡会にて各関係機関との情報連絡をさらに密にし、結果を市役所内の関係部署へ情報提供することや青梅警察などの周知啓発を強化していく。障がいのある方の消費者被害防止も充実させる必要がある。	引き続き関係機関との連絡を密にし、防犯対策を実施していく。	

第 2 回青梅市障害者計画等検討委員会 質問票

【議事 1】 第 5 期青梅市障害者計画 事業評価について

意見・質問等
<p>・意見（１）</p> <p>事業評価シート 4 ページ(4)-イにある障害者施設等作品展示会の取り組みは有用であると思いますが、市役所や市民センターなど“出向くこと”が必要な場所だけでなく、日常の場（例えば駅、バス停、コンビニエンスストア、学校など）にもあるとより効果的かと思いました。事業評価シート次期計画の方向性では、会場の在り方や展示についての工夫が必要との修正課題が示されていますので期待しています。</p> <p>回答（１）</p> <p>作品展示会の会場については実行委員会の中でも協議されており、開催会場の拡充を行うことで意見が一致しています。課題として、障害者施設の皆様方が作られた大切な展示作品の紛失や破損が過去何度か発生しており、監視の届かない場所への展示については更なる協議・検討が必要と考えます。</p> <p>・質問（２）</p> <p>事業評価シート 4 ページ(1)-アにあるサポートセンターの充実は第 5 期計画の重点的な取組の一つですが、事業実績数値からも、かなり多くの相談や直接支援を担っていると見てとれます。また、サポートセンターには虐待防止センターとしての機能を有しているとのことですが、虐待防止担当の職員の配置など、どのような職員体制で担われているのかご教示願います。また、次期計画に向けて、虐待解決に向けた機能の充実をどのように図っていくのか、お考えをお聞かせください。</p> <p>回答（２）</p> <p>障がい者サポートセンターでは、虐待等通報があった際は、通報または届け出の受理、被虐待者の保護のための相談および市障がい者福祉課へ情報共有します。担当職員は 1 名配置されています。このほか、広報・啓発活動として、毎年、障害者施設向けまたは一般向け虐待防止研修を企画実施しています。次期計画に向けて、DV、障がい者虐待が重複する複雑なケースも見られるようになり、より多くの支援機関との連携も必要となっているため、早期発見、初期対応および指導まで一連の対応が迅速に対応できる支援体制を整えてまいります。</p> <p>・質問（３）</p> <p>第 5 期計画期間中の、サポートセンターの充実に向けた青梅市による具体的な取り組みや支援など、ご教授いただくお願いいたします。第 4 期計画期間中との取り組みや支援の違いなどがありましたらご教示願います。</p> <p>回答（３）</p> <p>発達障害者支援事業については、個々の特性に合わせた支援を行い、皆が積極的に行動を起こすなどの個々の成長が見えました。また、家族懇談会では、親子とも平均年齢</p>

が上がっている現状を踏まえ、成年後見制度について講師を招き講演会を実施、成年後見制度の理解を深められました。

コロナ禍の影響で、社会交流やボランティア活動の自粛、障害者団体への施設貸出事業の制限など目標の水準に至らなかった事業も見られました。

相談件数については、相談の多様性、特殊性に応じた相談件数が増加し、職員の負担も増え、相談に至るまでの時間がかかるなど円滑な業務に影響が出始めていることから、次期計画では職員増など職場環境改善と利用者への支援拡充を図ってまいります。

・質問（４）

事業評価シート 11 ページ(1)-オにあるユニバーサルマナーについてですが、言葉自体を知らない人も多いのではないかと感じました(実際に何人かの人に尋ねましたが知らない人ばかりでした)。ユニバーサルマナーの理念や、行動の浸透に向けた青梅市の取り組みについてご教示願います。

回答（４）

ユニバーサルマナーとは、自分とは違う誰かの視点に立って行動を起こす、決して特別なことではない「こころづかい」のひとつです。多様な方々へ向き合うためのマインドとアクションを意味する造語です。いわゆる青梅市障がい者差別解消条例にもユニバーサルマナーを定義づけし、市の責務として取り組むこととしており、職員への啓発と理解を進めております。

・質問（５）外出について

重度の身体障がい者数名はヘルパー事業所で申請受付もしてくれず断られていて外出は出来ていない状況です。人材不足もあるかと思いますが、重度のため親のレスパイトも含め支援が必要です。事業所の受入れ体制の実態はどうなっているのか？差別にならないですか？

回答（５）

各事業所の受入れ体制の実態については把握できておりませんが、次期計画では障害福祉サービスの充実の方針のもと、事業所に対して引き続き市のニーズを情報提供していくほか、事業所の質の確保に努めます。

・質問（６）災害時において

災害時における地域の助け合い、重度身体障がい者や高齢者の避難所での生活、居場所（おむつ交換、奇声、医療的ケア等）。地域の障がい者の把握、防災訓練への呼びかけ等、自治会との連携はどうなっているのか？

回答（６）

青梅市地域防災計画では、障がい者サポートセンター、自立センター、都立青峰学園が障がい者等を対象とした福祉避難所に指定されているほか、地域の避難所においても、配慮を必要とする方向けの簡易テント等の災害用備品を配置しています。また、災害時における要援護障がい者の避難施設としての利用協力について、市内入所施設４施設と災害協定を結んでおります。

重度障がい者等で、避難行動要支援者名簿への登載と情報提供を同意された方について

ては、地域の自治会や民生委員に情報が共有されていますが、地域の防災訓練等への参加状況については把握できておりません。次期計画には引き続き防災対策の推進を掲げ、対応を図ってまいります。

・質問（７）グループホームや入所施設の充実

知的・精神の方のGHは充実してきていますが、重度の身体障がい者、医療の必要な方、それに近い重度の方の入居施設がありません。親の高齢化で緊急に必要としていますが手を挙げる事業所がない現状です。緊急の対策は？緊急ショートステイは？

回答（７）

事業者からグループホームの開設相談や問合せがあった際には、重度の身体障がいをお持ちの方が入居可能なグループホームの増設の検討を依頼しておりますが、コスト面等の理由により断られることが多い状況です。引き続き、事業者へ市のニーズを情報提供し、重度の方向けグループホームの確保に努めます。また、緊急のショートステイが可能な地域生活支援拠点の整備に向けて引き続き検討してまいります。

・質問（８）公共施設のバリアフリー・障がい者駐車場

S&D たまぐーセンターは新しい施設ですが障がい者用の駐車場は１台です。数台停めることが出来ません。リフト付き車等は後方を開けてスロープを出し車椅子の出入りがあるので一般駐車場ではなかなか難しく、新しい施設でも会場を見て参加を決める現状です。余裕を持ったバリアフリーに改善は？

回答（８）

S&D たまぐーセンターについては、敷地面積の都合上、これ以上の障がい者用駐車場の拡張は困難で、また、近隣の駐車場は民営のため、市の障がい者用駐車場としての整備は予定しておりません（障害者手帳をお持ちの方が近隣駐車場を利用される場合は、駐車料金は無料の処理をします。）。次期計画には引き続き公共施設のバリアフリー化の推進を掲げ、今後の文化複合施設等の整備にあたっては、担当課へ検討を依頼してまいります。

・意見（９）手帳未所持者

軽度の発達知的障がい、地域の学校、独りぼっち、いじめ、進学、社会に出て就職できず結果的に地域社会から孤立、引きこもり状態。そんな形になる前に学校・行政での対応が必要と思います。是非ともお願いします。

回答（９）

手帳を所持していない発達障がい児等については、診断書等の提出により、障害児通所を利用できます。また、障がい者サポートセンターでは発達障がい者の支援事業を行っています。本会議のほか、障害者地域自立支援協議会や地域共生社会推進会議等においても、手帳未所持者の支援については議論されておりますが、子ども・子育て部門や教育委員会とも連携し、引き続き手帳未所持者の支援を行ってまいります。

・意見（１０）

青梅市の差別解消条例の表記がバラバラで同じ条例のことを指しているのかわかり

づらいです。また、P 6の障害者手帳の「碍」は間違いではありませんか？

回答（10）

差別解消条例を含め、評価シートの表記については、地域福祉計画の中で各計画の表記を統一するよう調整いたします。また、「碍」は誤字となりますので、修正いたします。

・意見（11）

1-4 快適なまちづくりの推進は1-1 共生社会の形成に統合し、共生社会→地域共生社会の形成としても良いのではないかと思います。

回答（11）

次期計画の体系においては、同じ基本目標のもとに分類される予定です。

【参考】計画体系の変更(案)

■現行計画の体系

1-1 共生社会の形成	(1) ノーマライゼーションの推進	ア	普及啓発	
		イ	情報バリアフリーの促進	
		ウ	意思疎通支援の充実	
	(2) ボランティア活動の促進	ア	学校教育における福祉ボランティア活動等の取組	
		イ	ボランティア・市民活動センターの拡充	
		ウ	NPO法人、ボランティア団体の活動支援	
	(3) 学習・文化・スポーツ活動の振興	ア	文化活動等の支援	
		イ	障害者スポーツの振興	
	(4) 交流機会の拡大	ア	イベント事業等の充実	
		イ	地域における交流機会の創出	
	1-2生活支援の推進	(1) 情報提供・相談支援の充実	ア	障がい者サポートセンターの充実
			イ	地域移行の推進
ウ			権利擁護の推進	
(2) 障害福祉サービスの充実		ア	自立支援給付の充実	
		イ	地域生活支援事業の充実	
		ウ	一般サービスの充実	
(3) 保健・医療の充実		ア	生活習慣病等の疾病等の予防	
		イ	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実	
(4) 障害児支援の体制の確保		ア	障害児保育	
		イ	相談支援体制の充実	
		ウ	特別支援教育の充実	
		エ	特別支援学校等との連携の推進	
(5) 切れ目のない支援体制の整備		ア	地域自立支援協議会の機能の充実	
		イ	療育ネットワークの構築	
		ウ	家族、保護者への支援の強化	
1-3自立支援の推進	(1) 就労の促進	ア	障害者就労支援センターの充実	
		イ	公共職業安定所（ハローワーク）等との連携	
		ウ	企業や福祉施設とのネットワークの構築	
	(2) 経済的自立の支援	ア	年金・手当等の支援	
		イ	権利の擁護	
	(3) 住居の確保	ア	居住支援	
		イ	グループホームの充実	
	ウ	居住環境の整備		
	1-4快適なまちづくりの推進	(1) 福祉のまちづくりの推進	ア	東京都福祉のまちづくり条例の促進
イ			公共施設のバリアフリー化の推進	
ウ			住宅のバリアフリー化の促進	
エ			公共交通機関のバリアフリー化の促進	
オ		心のバリアフリー		
(2) 防災・防犯対策の充実		ア	防災対策の推進	
		イ	防犯対策	

■総合長期計画との整合を踏まえた体系案

目標	施策の方針	施策	
1 障がいに対する理解促進・差別解消	(1) ノーマライゼーションの推進	ア	普及啓発
		イ	情報バリアフリーの促進
		ウ	意思疎通支援の充実
	(2) ボランティア活動の促進	ア	学校教育における福祉ボランティア活動等の取組
		イ	ボランティア・市民活動センターの拡充
		ウ	NPO法人、ボランティア団体の活動支援
	(3) 福祉のまちづくりの推進	ア	東京都福祉のまちづくり条例の促進
		イ	公共施設のバリアフリー化の推進
		ウ	住宅のバリアフリー化の促進
		エ	公共交通機関のバリアフリー化の促進
	オ	心のバリアフリー	
	(4) 防災・防犯対策の充実★	ア	防災対策の推進
イ		防犯対策	
2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実	(1) 情報提供・相談支援の充実★	ア	障がい者サポートセンターの充実
		イ	地域移行の推進
		ウ	権利擁護の推進
	(2) 障害福祉サービスの充実	ア	自立支援給付の充実
		イ	地域生活支援事業の充実
		ウ	一般サービスの充実
	(3) 保健・医療の充実	ア	生活習慣病等の疾病等の予防
		イ	障害に対する適切な保健・医療サービスの充実
	(4) 経済的自立の支援	ア	年金・手当等の支援
		イ	権利の擁護
		ウ	居住支援
	(5) 住居の確保	イ	グループホームの充実
ウ		居住環境の整備	
(6) 支援ネットワークの整備	ア	地域自立支援協議会の機能の充実★	
	イ	療育ネットワークの構築	
3 障害特性に応じた療育・教育	(1) 障害児支援の体制の確保	ア	障害児保育
		イ	相談支援体制の充実
		ウ	特別支援教育の充実
	(2) 切れ目のない支援体制の整備	エ	特別支援学校等との連携の推進
		ア	療育ネットワークの構築
	イ	家族、保護者への支援の強化	
4 就労支援・居場所づくりの推進	(1) 学習・文化・スポーツ活動の振興	ア	文化活動等の支援
		イ	障害者スポーツの振興
	(2) 交流機会の拡大	ア	イベント事業等の充実
		イ	地域における交流機会の創出
	(3) 就労の促進	ア	障害者就労支援センターの充実
		イ	公共職業安定所（ハローワーク）等との連携
ウ	企業や福祉施設とのネットワークの構築		

※★印は今後特に検討が必要な箇所です。

※色塗りは名称が変わっている箇所です。

音 第4編 障害者計画・障害福祉
計画・障害児福祉計画

音声コード

第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題

1 計画策定の背景

国では、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策が推進されています。

平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されました。平成30年4月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成26年1月には、「私たちのことを、私たち抜きで決めないで」をスローガンとする国連の「障害者の権利に関する条約」を批進しました。また、平成28年4月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」ならびに雇用の分野における障害者に対する差別の禁止および障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」や、障害があっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法」など、障害の有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者計画の策定や変更には同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

青梅市では、「味わいのある人生を歩もう～だれもがその人らしく暮らせる共生のまちづくり～」を基本理念として第5期障害者計画を策定するとともに、令和3年には第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画を策定し、障害者施策、障害福祉施策を推進してきました。

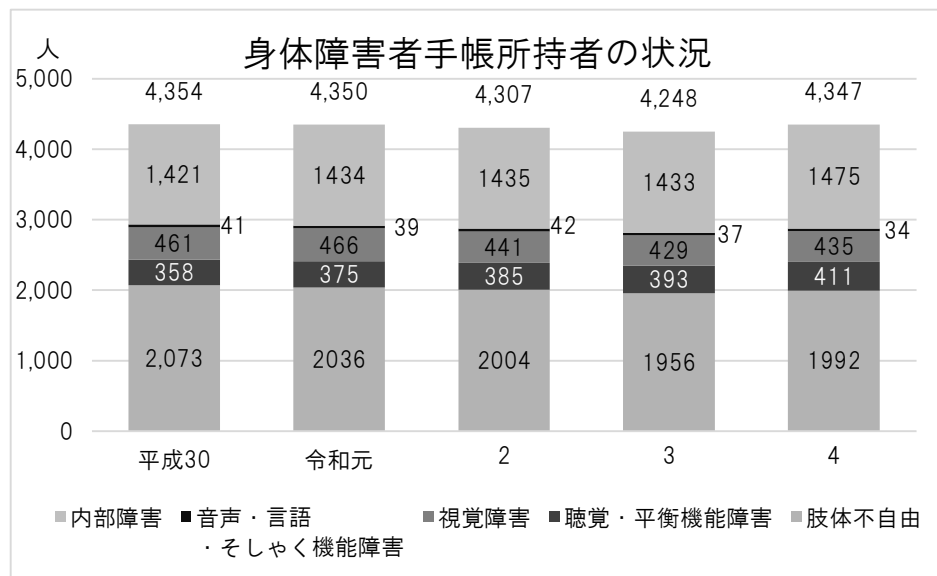
本計画は、これらの計画が令和5年度をもって終了することから、新たに令和6年度を初年度とする障害者計画第6期・第8期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定するものです。

音 2 障害者に関する統計の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳所持者数は令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和4年度はやや増加しています。

内訳をみると、聴覚・平衡機能障害、内部障害がやや増加傾向、そのほかは横ばいとなっています。

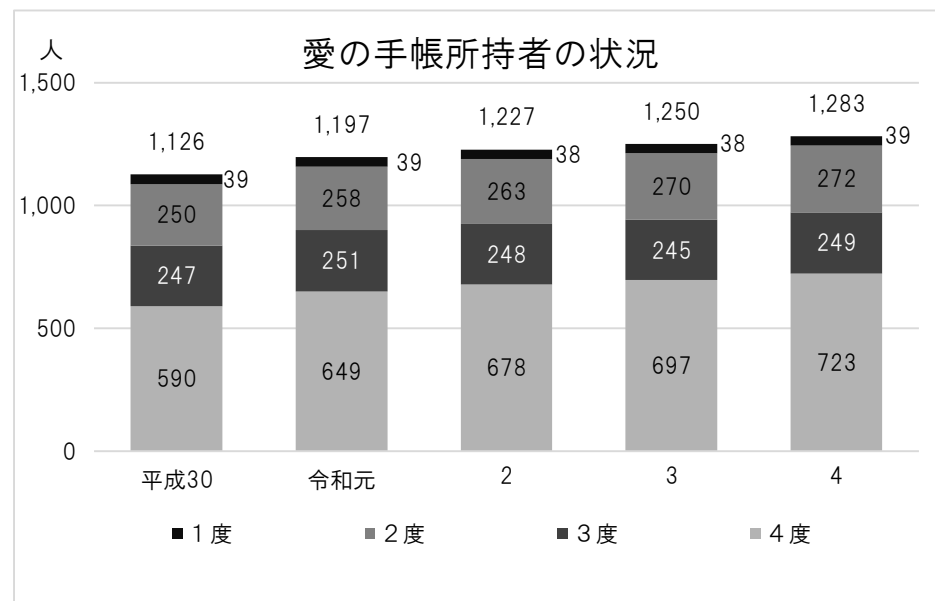


資料: 行政報告書

(2) 知的障害

愛の手帳所持者数は平成30年度以降増加傾向となっています。

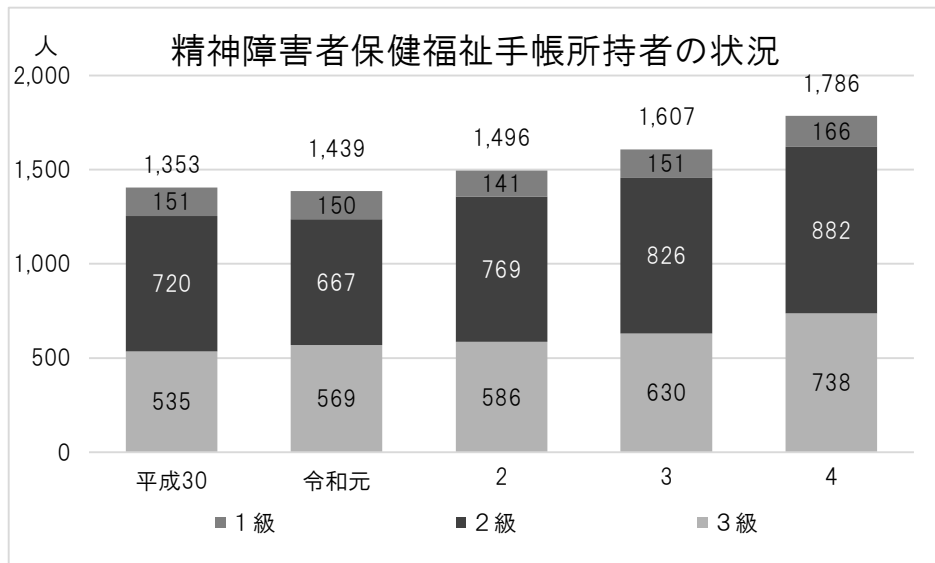
度数ごとの状況を見ると、1度と3度は横ばいとなっており、2度と4度が増加しています。特に4度は平成30年から令和4年にかけて133人の増加となっています。



資料: 行政報告書

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度以降増加傾向となっています。級数ごとの状況を見ると、2級と3級が大きく増加し、1級は横ばいとなっています。



資料: 行政報告書

(4) 難病

難病患者数は増減を繰り返して推移しており、令和4年度では、令和3年度と比較して33人増加し、平成29年度以降では高い水準の1,725人となっています。

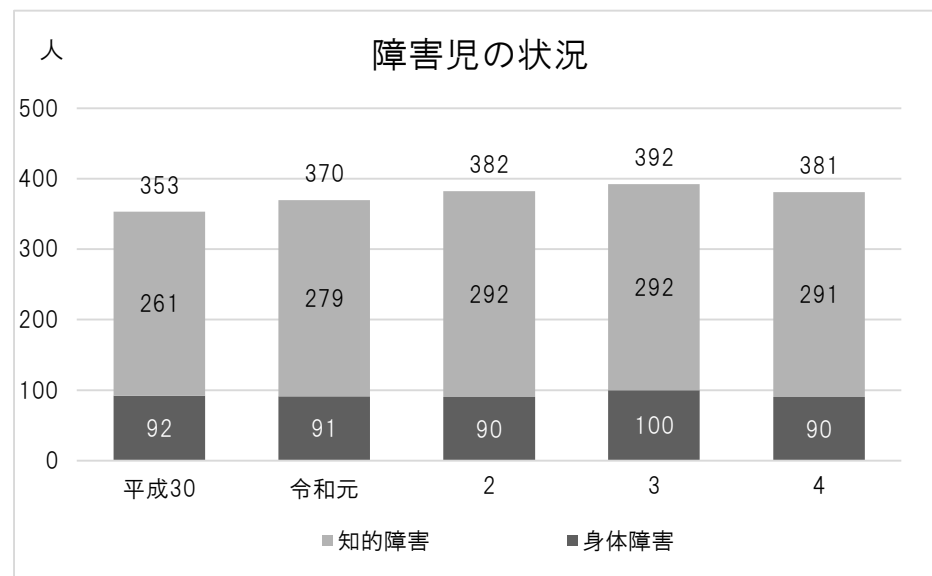
音声コード

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
難病医療助成対象者数	1,742	1,494	1,579	1,507	1,692	1,725

(5) 障害がい児の状況

障害がい児数は、令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度はやや減少しています。



資料: 行政報告書

音声コード

音 3 障害福祉サービスの実施状況

(1) 障害福祉サービスの実施状況（第6期障害福祉計画）

- ・訪問系サービスでは、どのサービスの利用者数も計画年度中横ばいで推移しています。どのサービスも伸びを見込んでいましたが、居宅介護のみ実績値が計画値より大きな伸びとなり、そのほかのサービスについては計画値より伸びが抑えられています。
- ・日中系サービスでは、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援(B型)は利用者数が大きく伸び、計画値を上回っています。就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労定着支援については、増加を見込んでいましたが、途中年度から減少しています。
- ・居住系サービスでは、共同生活援助(グループホーム)が大きく伸び、計画値を上回っています。自立生活援助、施設入所支援については増加を見込んでいましたが、減少傾向となっています。
- ・相談支援サービスについては、計画相談支援、地域移行支援が大きく伸び、計画値を上回っています。地域定着支援は実績がありませんでした。

(2) 地域生活支援事業の実施状況

- ・相談支援事業、手話通訳者派遣は利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。また、日常生活用具費給付等事業、移動支援事業では計画値より伸びが少なく、計画値を下回って推移しています。成年後見制度利用支援事業については、実績がありませんでした。

(3) 障害児向けサービスの実施状況（第2期障害児福祉計画）

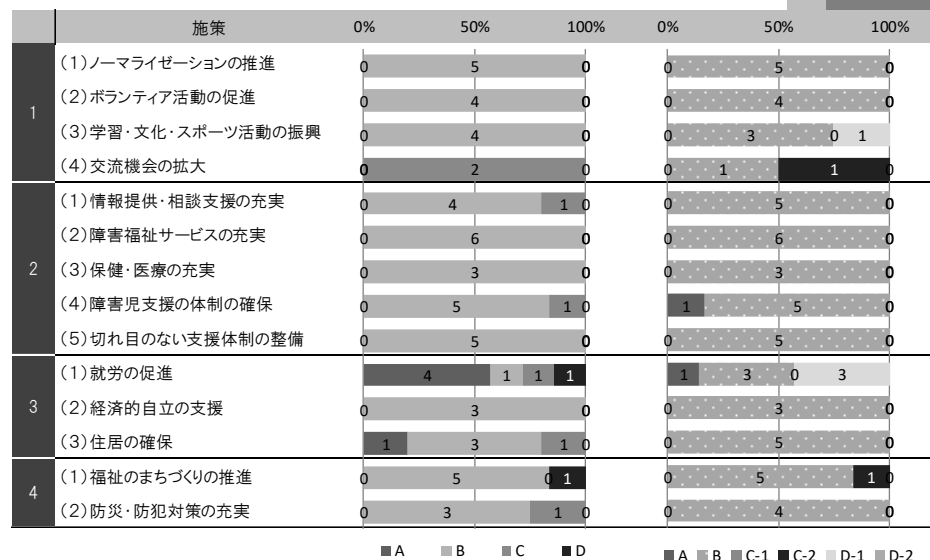
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスは利用者が大きく伸び、計画値を上回っています。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、実績がありませんでした。

4 障害福祉施策の実施状況

「青梅市障害者計画 第5期」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

評価の実施にあたっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下の通りです。「1-3 自立支援の推進」では、実効性においてA評価が他の施策と比較して多くなっています。また、「1-1 共生社会の形成」(4)交流機会の拡大について、実行性はC評価が多くなっています。



各事業の取組状況(実行性)

- A: 想定通り実施
- B: 概ね想定通り実施
- C: 実施にあたり課題があった
- D: 実施できなかった

推進施策への貢献度

- A: 施策推進につながった
- B: 概ね施策推進につながった
- C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
- C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
- D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
- D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

自己評価を点数化して算出した、施策ごとの平均点は以下のとおりです。

実行性の平均値は1.87点、貢献度の平均値は1.93点となりました。実行性は、人材育成や住民活動の推進等、コロナ禍における行動制限の影響を受けやすい施策が低くなっているほか、施策3(4)は補助金が終了するなど様々な理由により十分に実施できない事業もありました。

	施策	0.00	1.00	2.00	3.00	点
1	(1)ノーマライゼーションの推進			2.00		2.00
	(2)ボランティア活動の促進			2.00		2.00
	(3)学習・文化・スポーツ活動の振興			2.00		2.00
	(4)交流機会の拡大		1.00			1.00
2	(1)情報提供・相談支援の充実			1.80		2.00
	(2)障害福祉サービスの充実			2.00		2.00
	(3)保健・医療の充実			2.00		2.00
	(4)障害児支援の体制の確保			1.83		2.17
	(5)切れ目のない支援体制の整備			2.00		2.00
3	(1)就労の促進			2.14		2.25
	(2)経済的自立の支援			2.00		2.00
	(3)住居の確保			2.00		2.00
4	(1)福祉のまちづくりの推進			1.67		1.67
	(2)防災・防犯対策の充実			1.75		2.00

■各事業の取組状況（実行性）
■推進施策への貢献度

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

1-1 共生社会の形成

- 知識の飛球啓発、情報バリアフリーの推進に関する取組はおおむね計画通り実施できた。一方、情報通信機器の進歩に対応した給付等についても対応を検討していく必要がある。
- ボランティア等の活動、スポーツ等の交流機会については、コロナ禍を経て柔軟な実施様式等の検討を進めることが重要である。

1-2 生活支援の推進

- 障がい者サポートセンターに関し、情報提供や相談支援は計画通り実施できたが、虐待防止センターとしての役割については通報機能にとどまっている。
- 地域における自立した生活に向けたサービスの提供について、グループホームの質の確保と、重度の身体障害者を対象としたグループホームや生活介護事業所の定員確保が課題となっている。

1-3 自立支援の推進

- 障害者就労支援センターにおいて、企業における障害者雇用枠の充実、受け入れ態勢の整備、新規開拓を行ったが、人員不足等により新規事業者の開拓が遅れている。
- 市内事業所と公共の就労支援機関との連携した就労支援については、コロナ禍により計画通りの実施ができなかった。

1-4 快適なまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりに向けて公共施設等のバリアフリー化を進めているが、計画期間中に対象となる施設整備はなかった。
- 防災対策の推進に向け、努力義務となった個別避難計画の作成推進が課題となっているほか、二次避難所の設置についても今後検討が必湯である。

5 アンケート調査結果の状況

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、障がいのある方の生活状況や必要とされているサービス、取組等をお伺いし、「第6期青梅市障害者計画・第7期青梅市障害福祉計画・第3期青梅市障害児福祉計画」策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(2) 調査概要

- ◇調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成受給者証をお持ちの市民 2,000 人(無作為抽出)
- ◇調査期間：令和5年5月 12 日(金)～5月 29 日(月)
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

(3) 回収結果

- ◇配布数：2,000 件
- ◇有効回収数：914 件
- ◇有効回収率：45.7%

(4) 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。

- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。
- ◇それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・愛の手帳(療育手帳)所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病医療費助成受給者証所持者・自立支援医療制度の利用者を別々に集計しています。手帳を重複して所持している方は手帳ごとに計上されています。

音声コード (5) 結果の概要

問 あなたの現在の健康状態はいかがですか。(あてはまるすべての番号に○印)

全体では「医院、病院に通院している」が 75.5%と最も高く、次いで「健康である」が 22.4%、「自宅で往診や訪問看護を受けている」が 6.1%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「医院、病院に通院している」が最も高くなっています。

単位：%		健康である	医院、病院に通院している	自宅で往診や訪問看護を受けている	入院している	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		22.4	75.5	6.1	2.2	2.3	1.9
障害種別	身体障害 (n=572)	22.0	76.2	6.8	1.9	3.0	1.7
	知的障害 (n=219)	34.2	64.8	6.4	1.4	3.7	1.8
	精神障害 (n=135)	15.6	82.2	8.9	3.0	0.7	2.2
	難病 (n=165)	6.7	87.3	6.1	3.6	1.2	1.8
	自立支援医療 (n=192)	14.6	87.5	9.9	1.0	2.1	1.6

問 あなたのお住まいは、次のどれにあてはまりますか。(番号に○印を1つだけ)

全体では「家族の持家(一戸建て住宅)」が 38.1%と最も高く、次いで「本人の持家(一戸建て住宅)」が 19.6%、「民間賃貸アパート・マンション」が 13.2%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族の持家(一戸建て住宅)」が最も高くなっています。

単位：%		本人の持家(一戸建て住宅)	本人の持家(マンション等)	家族の持家(一戸建て住宅)	家族の持家(マンション等)	借家	民間賃貸アパート・マンション	公社、公団賃貸住宅	市営、都営住宅	社宅、公務員住宅	福祉施設(グループホーム除く)	グループホーム等の共同生活の場	その他	不明・無回答
全体 (n=914)		19.6	4.8	38.1	7.0	4.0	13.2	1.3	2.5	0.3	2.0	4.6	1.1	1.4
障害種別	身体障害 (n=572)	21.9	5.9	39.3	6.5	3.8	12.8	1.6	1.6	0.5	1.4	2.6	0.7	1.4
	知的障害 (n=219)	2.3	1.8	49.8	7.3	4.1	8.7	0.0	3.7	0.0	5.9	15.1	0.5	0.9
	精神障害 (n=135)	9.6	3.0	30.4	7.4	5.9	24.4	3.0	5.9	0.0	1.5	5.2	2.2	1.5
	難病 (n=165)	31.5	6.1	36.4	6.1	3.0	12.1	1.2	0.6	0.0	0.0	0.6	2.4	0.0
	自立支援医療 (n=192)	9.9	3.6	33.9	4.7	5.2	22.4	2.1	3.1	0.0	3.1	8.9	1.6	1.6

問 「支援が必要」または「少し支援が必要」とお答えの方にお聞きします。あなたを介護している方または支援している方は主にどなたですか。（番号に○印を1つだけ）

何らかの介助を必要とする方は60.2%となっています。

支援が必要な方を介護・支援している方は、「親」が38.9%と最も高く、次いで「配偶者」が22.9%、「グループホーム職員」が6.4%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、難病では「配偶者」、その他の区分においては「親」が最も高くなっています。

単位：%	配偶者	親	子供	子供の配偶者	兄弟姉妹	その他の親戚	近所の人、友人、知人	ホームヘルパー	入施設職員	グループホーム職員	介護者はいない	その他	不明・無回答
全体(n=550)	22.9	38.9	5.5	0.0	2.0	0.4	0.5	2.2	3.8	6.4	4.2	3.1	10.2
障害種別	身体障害(n=328)	26.5	35.1	6.7	0.0	1.8	0.3	0.6	2.7	3.7	4.0	1.8	12.2
	知的障害(n=194)	2.1	62.4	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	0.0	7.2	15.5	1.5	7.2
	精神障害(n=94)	21.3	39.4	3.2	0.0	1.1	0.0	2.1	2.1	4.3	4.3	7.4	8.5
	難病(n=71)	45.1	16.9	11.3	0.0	4.2	1.4	1.4	2.8	0.0	2.8	4.2	2.8
自立支援医療(n=133)	16.5	44.4	2.3	0.0	1.5	0.0	1.5	1.5	3.0	9.0	6.0	6.0	8.3

問 障がいのある人が働くためには、どのような環境が必要だと思いますか。（はまるすべての番号に○印）

全体では「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が59.7%と最も高く、次いで「障がいにあった仕事であること」が45.1%、「勤務時間や日数を調整できること」が38.2%となっています。

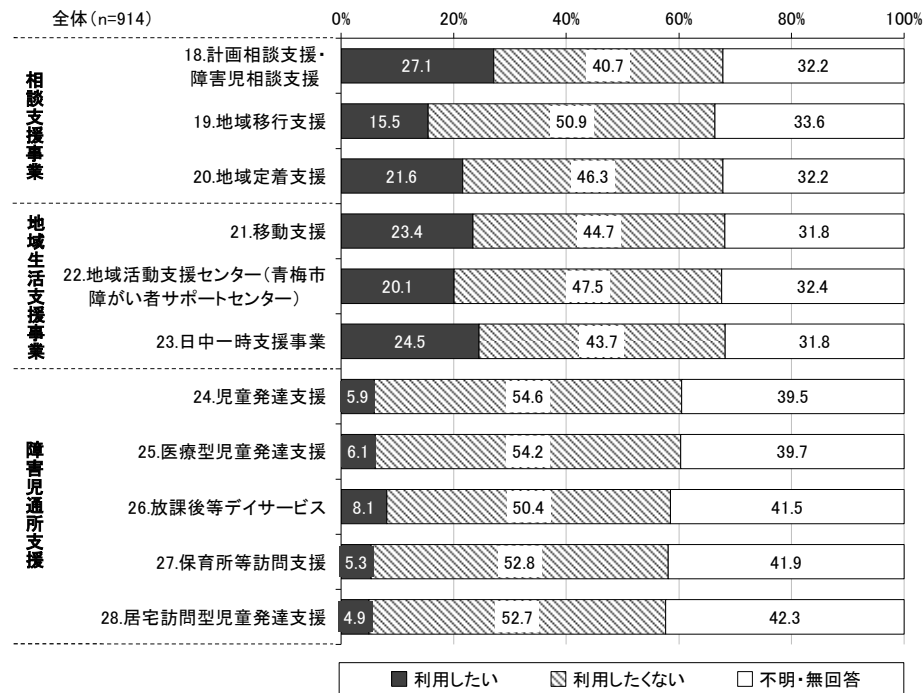
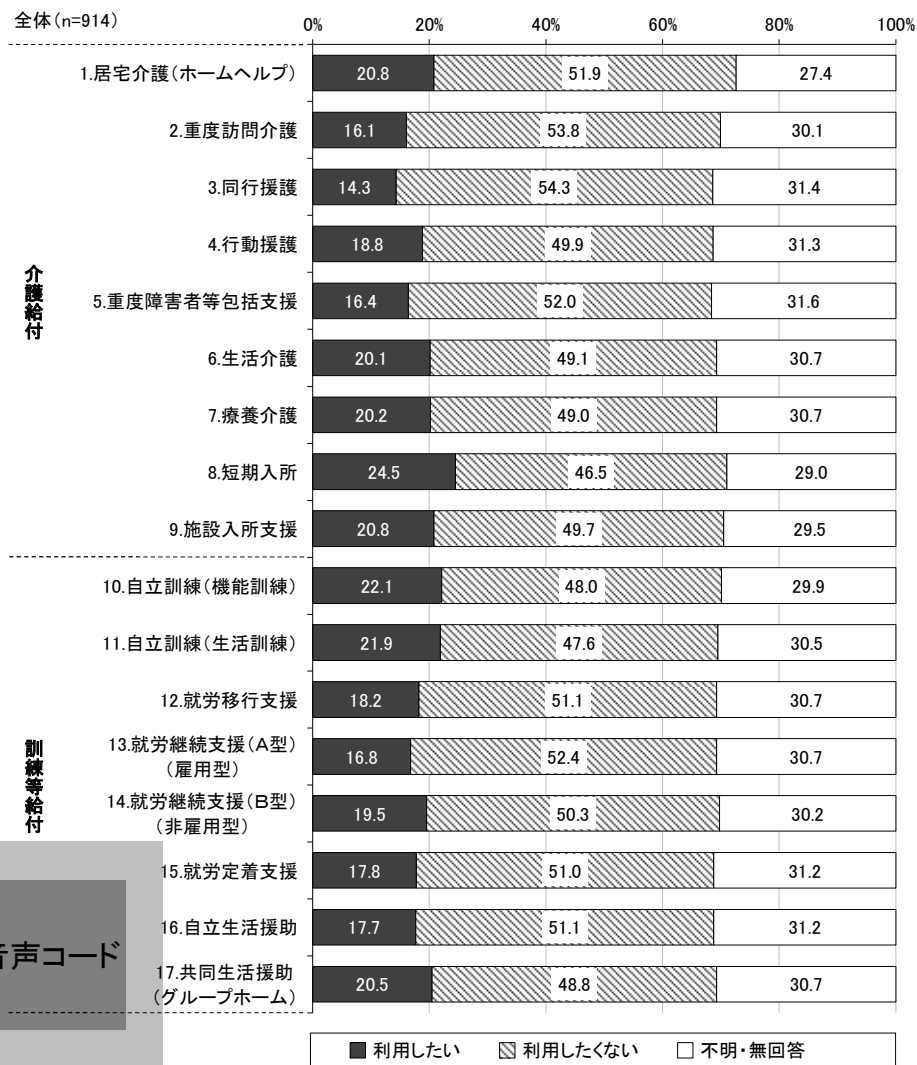
手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「周囲が自分の障がいを理解してくれること」が最も高くなっています。

単位：%	周囲が自分の障がいを理解してくれること	障がいにあつた仕事であること	勤務時間や日数を調整できること	職場に良き指導者や先輩がいること	通勤手段があること	ジョブコーチ等の制度があること	賃金が妥当であること	通院等を会社等が保障してくれること	勤務場所に障がい者用の設備があること	就労のための技術を身に付けられること	自宅で仕事ができる環境であること	その他	不明・無回答	
全体(n=914)	59.7	45.1	38.2	35.2	33.0	22.4	30.2	25.9	23.6	19.5	18.4	3.4	23.9	
障害種別	身体障害(n=572)	57.0	43.0	35.1	29.7	31.1	18.2	28.5	25.0	16.6	18.4	3.7	26.4	
	知的障害(n=219)	66.7	53.9	32.9	48.9	37.9	32.0	31.1	24.7	26.9	25.1	8.2	16.9	
	精神障害(n=135)	67.4	52.6	51.1	44.4	39.3	29.6	40.0	31.9	20.0	22.2	23.0	4.4	16.3
	難病(n=165)	53.3	37.6	41.2	30.9	32.7	18.8	27.3	24.8	23.6	17.6	17.0	0.6	32.7
自立支援医療(n=192)	68.8	56.3	46.4	43.2	39.6	30.2	37.5	31.8	21.9	24.0	20.8	3.6	15.6	

音声コード
 障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービスの今後の利用意向についてお答え
 ください。(1~28までのそれぞれについて、1か2のどちらかの番号に○印)

すべてのサービスで「利用したくない」が高くなっています。「利用したい」は[18.計画相談
 支援・障害児相談支援]で27.1%と最も高く、次いで[8.短期入所][23.日中一時支援事業]
 で24.5%、[21.移動支援]で23.4%となっています。

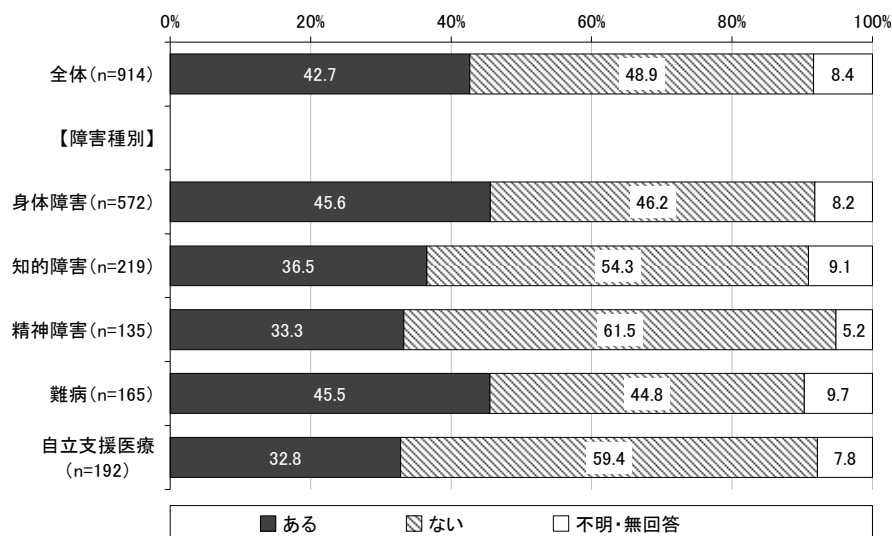
■今後の利用意向



問 あなたは、ふだん地域の方々とお付き合いがありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が42.7%、「ない」が48.9%となっています。

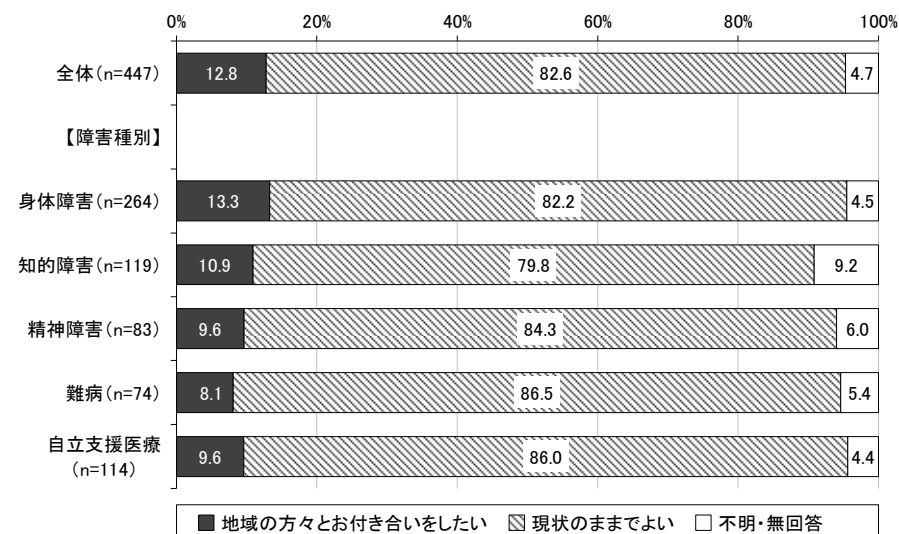
手帳の種類・診断別にみると、難病では「ある」、その他の区分においては「ない」が高くなっています。



問 ふだん地域の方々とお付き合いが「ない」方にお聞きします。あなたは音声カードから地域の方々とお付き合いをしていきたいですか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「地域の方々とお付き合いをしたい」が12.8%、「現状のままでよい」が82.6%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「現状のままでよい」が高くなっています。

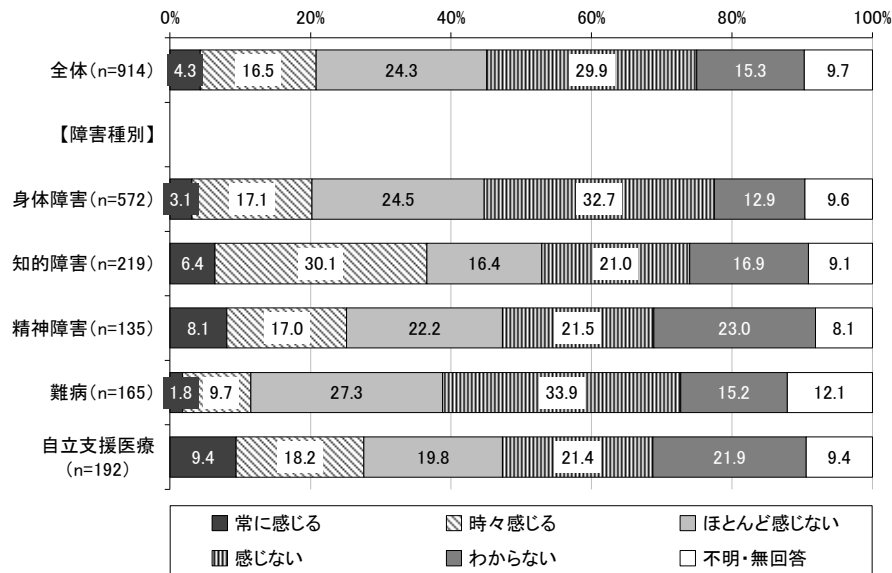


音声コード

音声コード
問 あなたやあなたの家族は、日常生活の中で障がい者への差別や偏見を感じることはありませんか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「感じない」が 29.9%と最も高く、次いで「ほとんど感じない」が 24.3%、「時々感じる」が 16.5%となっています。

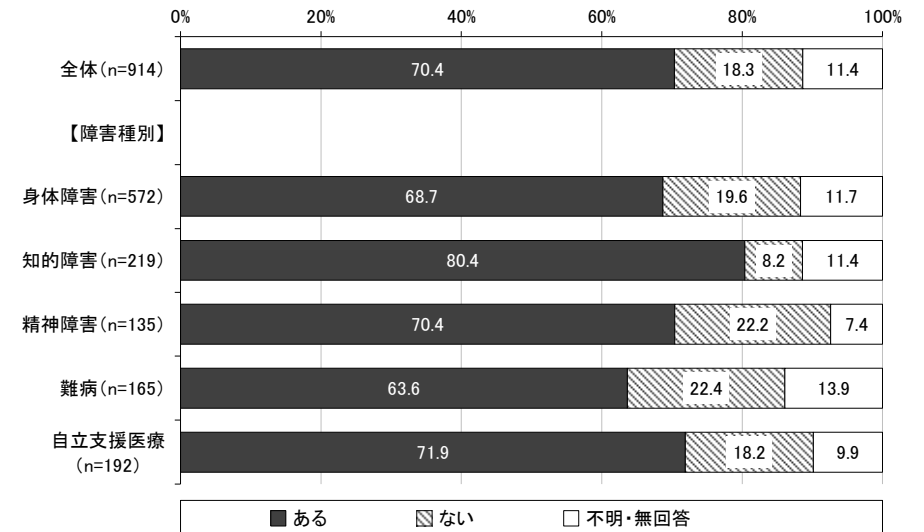
手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「感じない」、知的障害では「時々感じる」、精神障害、自立支援医療では「わからない」が最も高くなっています。



問 あなたは、何か困ったときに相談できる場所はありますか。（番号に○印を1つだけ）

全体では「ある」が70.4%、「ない」が18.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「ある」が高くなっています。



音声コード

問 相談できるところがあると答えた方は、誰に相談しますか。(あてはまるすべての番号に○印)

全体では「家族」が79.8%と最も高く、次いで「市役所」が27.8%、「友人」が27.7%となっています。

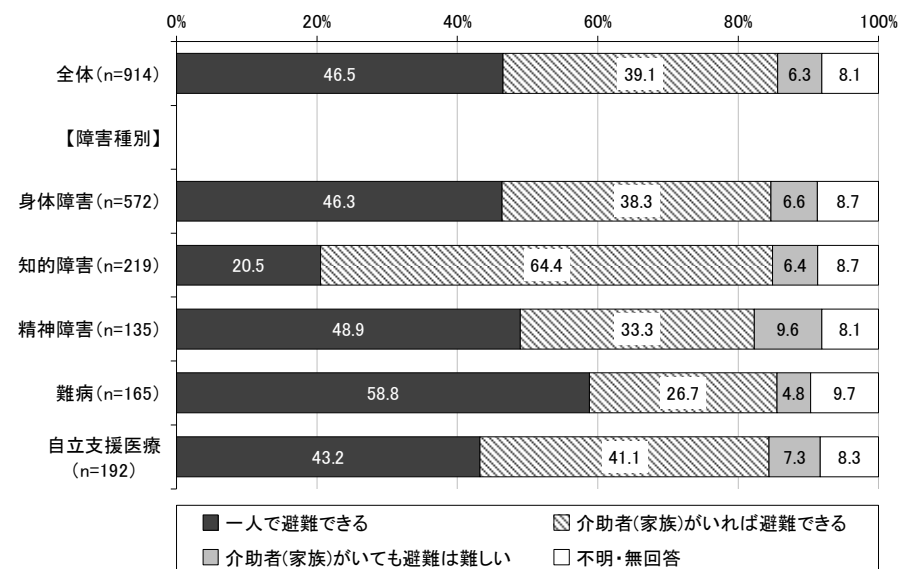
手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「家族」が最も高くなっています。

単位：%		家族	友人	相談支援事業所	市役所	職場の人	その他	不明・無回答
全体(n=643)		79.8	27.7	24.6	27.8	15.9	13.1	0.0
障害種別	身体障害(n=393)	83.5	29.0	21.9	29.8	16.0	11.7	0.0
	知的障害(n=176)	76.1	20.5	41.5	21.0	20.5	21.6	0.0
	精神障害(n=95)	63.2	29.5	35.8	36.8	11.6	20.0	0.0
	難病(n=105)	91.4	34.3	13.3	26.7	11.4	7.6	0.0
	自立支援医療(n=138)	63.0	24.6	37.0	33.3	10.9	21.7	0.0

問 あなたは地震や台風などの災害が発生した場合に、避難できますか。(番号コード印を1つだけ)

全体では「一人で避難できる」が46.5%と最も高く、次いで「介助者(家族)がいれば避難できる」が39.1%、「介助者(家族)がいても避難は難しい」が6.3%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、知的障害では「介助者(家族)がいれば避難できる」、その他の区分においては「一人で避難できる」が最も高くなっています。



音声コード

音問 **あなたは、災害に対してどのような準備をしていますか。（あてはまるすべての番号に○印）**

全体では「地域の避難場所や避難所を知っている」が 35.8%と最も高く、次いで「特に準備はしていない」が 35.3%、「食糧や水などを備蓄している」が 29.5%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、身体障害、難病では「地域の避難場所や避難所を知っている」、その他の区分においては「特に準備はしていない」が最も高くなっています。

単位：%	手助けをしてくれる人を頼んでいる	「避難行動要援護者制度」の名簿提供に同意している	地域の避難場所や避難所を知っている	家族や支援者と避難方法を決めている	食糧や水などを備蓄している	避難したときに必要な薬、医療機器、補装具等の日常生活用具等すぐ持ち出せるように準備している	「ヘルプカード」を利用している	特に準備はしていない	その他	不明・無回答	
全体 (n=914)	8.0	7.0	35.8	15.8	29.5	17.1	6.7	35.3	2.1	8.6	
障害種別	身体障害 (n=572)	7.7	9.4	36.7	14.0	31.3	17.1	6.1	33.9	1.6	9.6
	知的障害 (n=219)	16.0	11.4	25.6	21.9	21.0	12.8	11.4	32.9	2.3	9.6
	精神障害 (n=135)	7.4	2.2	31.1	17.8	24.4	16.3	9.6	42.2	3.7	7.4
	難病 (n=165)	6.7	3.6	40.6	13.9	38.2	20.6	4.2	33.3	1.8	9.7
	自立支援医療 (n=192)	9.4	4.7	29.7	19.3	30.2	19.3	13.5	37.5	3.1	6.8

音問 **今後、行政に特に力を入れてほしい障がい者福祉施策はどのような分野ですか。（特に重要だと思う番号に○印を3つまで）**

全体では「各種相談・情報提供の充実」が 44.5%と最も高く、次いで「介助、援助体制の充実」が 31.8%、「非常時の緊急システムの充実」が 24.8%となっています。

手帳の種類・診断別にみると、いずれの区分においても「各種相談・情報提供の充実」が最も高くなっています。

単位：%	各種相談・情報提供の充実	介助、援助体制の充実	グループホーム等の住宅施策の推進	就労支援事業所など福祉的就労の場の拡充	一般就労の援助、就労の場の確保	非常時の緊急システムの充実	障がい児教育の充実	文化、スポーツ等の活動への支援	障がい者差別解消に向けた理解促進および啓発	障がい者等に配慮したバリアフリーの推進	ボランティア等の充実	その他	不明・無回答	
全体 (n=914)	44.5	31.8	16.0	18.1	22.9	24.8	8.0	8.1	21.2	21.4	8.4	3.7	15.0	
障害種別	身体障害 (n=572)	42.8	33.0	12.9	13.6	20.1	25.7	5.9	7.0	18.4	26.6	7.7	4.2	17.0
	知的障害 (n=219)	41.6	29.7	32.0	30.1	21.9	23.3	13.2	12.8	28.3	17.8	9.6	5.0	11.0
	精神障害 (n=135)	41.5	20.0	16.3	25.2	32.6	13.3	8.1	8.1	28.1	12.6	9.6	5.2	14.8
	難病 (n=165)	49.1	38.8	10.3	12.7	21.8	29.1	6.1	7.9	17.0	25.5	8.5	2.4	13.3
	自立支援医療 (n=192)	45.8	26.6	21.9	24.0	27.6	20.3	8.3	9.9	29.2	12.5	9.4	4.7	11.5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

インクルーシブ社会が実現するまち

案①～違いを認め合い、障害の有無にかかわらず
その人らしく暮らせる共生のまち 青梅～

案②～違いを尊重し、認め合い、自分らしく暮らせるまち 青梅～

○障害の有無にかかわらず、その人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の形成を図ることが重要です。

○本市においては、障害に対する理解促進、療育・教育の支援、就労支援等に取り組むとともに、障害福祉サービスの基盤整備を推進してきました。さらに、令和3年には、「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例(青梅市差別解消条例)」を制定し、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指し、取組を進めます。

2 基本目標

基本目標1 障がいに対する理解促進・差別解消

各種啓発や意思疎通の支援を通じて障害に対する理解促進・差別解消を進めるとともに、ボランティア活動の支援、福祉のまちづくりの推進など、心と社会のバリアフリー化を進めます。

また、障がいのある方が状況に応じた支援を受けることができるよう、防災・防犯対策を推進します。

基本目標2 生活支援・サービス・相談支援体制の充実

障がい者のための拠点施設である青梅市障害者サポートセンターの充実をはじめ、経済的自立や住居確保、権利擁護の支援を行うことにより、地域生活の実現に向けた取組を推進します。

また、一人ひとりの障害特性や生活状況に応じて必要な支援を受けることができるよう、福祉サービスの提供に努めるとともに、障がいのある方に適切な保健・医療を提供できる体制を整備します。

基本目標3 障害特性に応じた療育・教育

障がい児一人ひとりの障害特性に合わせた保育、教育の支援と、サービス利用や就学相談など、相談を受けとめる体制の充実に取り組むとともに、切れ目のない支援を提供できるよう、支援ネットワークの構築と保護者当の支援者に向けた支援を推進します。

基本目標4 就労支援・居場所づくりの推進

生きがいづくりや社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動への参加、地域における交流機会づくりを推進するとともに、経済的自立や地域生活の実現のため、関係機関や事業者と連携した就労支援に取り組みます。

サービス事業量推計（4年平均をもとに算出した推計値）

サービス名	単位	実績値				変化率／一人あたり利用時間	推計値					
		2019年	2020年	2021年	2022年		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
相談支援事業	人／年	7,507	9,918	11,461	12,401	118.2%	14,660	17,330	20,486	24,217	28,628	33,842
	利用人数調整欄											
手話通訳者派遣	人／年	183	162	323	252	111.3%	280	312	347	386	429	477
	利用人数調整欄											
要約筆記者派遣		330	305	667	581	120.8%	702	848	1,024	1,236	1,492	1,802
	利用人数調整欄											
手話通訳者設置事業		1	1	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1
	利用人数調整欄											
日常生活用具給付事業	件／年	3,349	3,349	3,163	3,561	102.1%	3,635	3,710	3,787	3,865	3,945	4,027
	利用人数調整欄											
移動支援事業	時間／年	12,608	7,379	8,225	9,835		8,910	8,070	7,313	6,641	5,968	5,380
	人／年	158	172	117	117	90.5%	106	96	87	79	71	64
	利用人数調整欄											
	一人あたり利用時間（年）	80	43	70	84		84.1	84.1	84.1	84.1	84.1	84.1
地域活動支援センター	人／年	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
	利用人数調整欄											
成年後見制度利用支援事業	人／月	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
	利用人数調整欄											
日中一時支援	時間／年	158	34	71	134		374	408	442	476	510	544
	人／年	16	2	16	20	107.7%	22	24	26	28	30	32
	利用人数調整欄											
	一人あたり利用回数（年）	10	17	4	7		17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
自動車運転教習費補助事業	件／年	1	2	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1
	利用人数調整欄											
自動車改造助成	人／年	1	2	1	1	100.0%	1	1	1	1	1	1
	利用人数調整欄											
点字図書給付等事業	件／年	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
	利用人数調整欄											
手話通訳者等養成事業	回／年	33	31	49	58	120.7%	70	84	101	122	147	177
	利用人数調整欄											
	人／年	36	26	41	63	120.5%	76	92	111	134	161	194
利用人数調整欄												

地域生活支援事業※推計可能な事業のみ掲載

青梅市障害者計画等検討委員会開催予定

	日 時	会 場	検討内容(予定)
第1回	令和5年9月28日(木) 午前9時30分～午前11時	青梅市役所2階 203会議室	委嘱状交付 委員長・副委員長の選出 会議傍聴等取扱要領(案)について 今後のスケジュールについて 障害者計画の位置づけについて 基礎調査(アンケート)結果について 障害者計画の体系(案)について
第2回	令和5年10月30日(月) 午前10時～午前11時30分	青梅市役所議会棟3階 第2委員会室	第5期障害者計画の事業評価について 障害者計画の骨子(案)について サービス事業量について
第3回	令和5年11月29日(水) 午後2時～午後3時30分	青梅市役所2階 206会議室	障害者計画の素案について 障害福祉計画の素案について 障害児福祉計画の素案について
第4回	<u>令和6年1月中旬頃に日程変更</u> <u>(調整中)</u>	(調整中)	パブリックコメントの実施結果について 障害者計画(案)について 障害福祉計画(案)について 障害児福祉計画(案)について
第5回	令和6年2月7日(水) 午後2時～午後3時30分	青梅市役所2階 206会議室	障害者計画(案)について 障害福祉計画(案)について 障害児福祉計画(案)について